



令和 4 年 第 6 回
占冠村議会定例会会議録



自 令和4年 9月14日
至 令和4年 9月15日

占 冠 村 議 会

令和4年第6回占冠村議会定例会会議録（第1号）

令和4年9月14日（水曜日）

○議事日程

- 議長開会宣告（午前10時）
- ◎所管事項に関する委員会報告（議会運営委員長）
- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- ◎諸般報告
- 議長諸般報告
- 総務産業常任委員長報告
- ◎村長行政報告
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 報告第1号 令和3年度占冠村健全化判断比率の報告について
- 日程第5 報告第2号 令和3年度占冠村資金不足比率の報告について
- 日程第6 承認第1号 専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第7 承認第2号 専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第8 議案第1号 占冠村総合センター条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第9 議案第2号 占冠村議会議員及び占冠村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第10 議案第3号 占冠村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第11 議案第4号 富良野地区介護認定審査会規約の変更について
- 日程第12 議案第5号 令和4年度占冠村一般会計補正予算（第5号）
- 日程第13 議案第6号 令和4年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第7号 令和4年度村立診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第8号 令和4年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第9号 令和4年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第10号 令和4年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第1号）

○出席議員（7名）

議長	8番	児玉真澄君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	藤岡幸次君		3番	五十嵐正雄君
	4番	細谷誠君		5番	下川園子君
	6番	小林潤君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

(長部局)

占 冠 村 長	田 中 正 治	副 村 長	松 永 英 敬
総 務 課 長	三 浦 康 幸	企 画 商 工 課 長	平 岡 卓
農 林 課 長	小 尾 雅 彦	林 業 振 興 室 長	杉 村 政 彦
建 設 課 長	小 林 昌 弘	住 民 課 長	伊 藤 俊 幸
福祉子育て支援課長	木 村 恭 美	ト マ ム 支 所 長	石 坂 勝 美
会 計 管 理 者	合 田 幸	総 務 担 当 主 幹	野 原 大 樹
職員厚生担当係長	坂 本 龍 哉	財 務 担 当 主 幹	鈴 木 智 宏
税 務 担 当 主 幹	佐々木 智 猛	企 画 担 当 主 幹	竹 内 清 孝
商工観光担当主幹	阿 部 貴 裕	地 域 振 興 対 策 室 主 幹	松 永 真 里
農 業 担 当 主 幹	杉 岡 裕 二	林 業 振 興 室 主 幹	高 桑 浩
建 築 担 当 主 幹	嵯 峨 典 子	環 境 衛 生 担 当 主 幹	蠣 崎 純 一
戸 籍 担 当 主 幹	佐久間 敦	国 保 医 療 担 当 主 幹	小 瀬 敏 広
保 健 予 防 担 当 主 幹	岡 本 叔 子	村 立 占 冠 診 療 所 主 幹	橘 佳 則
社会福祉担当主査	川 口 晃 平	介 護 担 当 主 幹	細 川 明 美
子 育 て 支 援 室 主 幹	森 田 梅 代		

(教育委員会)

教 育 長	多 田 敦 史	教 育 次 長	平 川 満 彦
社会教育担当主幹	上 島 早 苗	学 校 教 育 担 当 主 幹	後 藤 義 和

(農業委員会)

事 務 局 長	小 尾 雅 彦
---------	---------

(選挙管理委員会)

書 記 長	三 浦 康 幸
-------	---------

(監査委員)

監 査 委 員	木 村 英 記	監 査 委 員	下 川 園 子
事 務 局 長	岡 崎 至 可		

○出席事務局職員

事 務 局 長	岡 崎 至 可	事 務 補	三 ッ 谷 陸 翔
---------	---------	-------	-----------

開会 午前10時00分

○事務局長（岡崎至可） 起立、礼。村民憲章を朗読します。

一つ、健康で幸せな家庭をつくりましょう。
一つ、自然を愛し美しい環境をつくりましょう。
一つ、きまりを守り明るいまちをつくりましょう。一つ生産を高め活気ある社会をつくりましょう。一つ、文化を育て豊かな郷土をつくりましょう。

お座りください。

◎開会宣言

○議長（児玉眞澄君） 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから令和4年第6回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員長、小林潤君。

○議会運営委員長（小林 潤君） おはようございます。9月7日に開催しました議会運営委員会のご報告を申し上げます。今期定例会における会期は、本日14日から15日までの2日間といたします。議事日程、日割りについては、あらかじめお手元に配布したとおりです。以上で報告を終わります。

◎開議宣告

○議長（児玉眞澄君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、6番、小林潤君。1番、大谷元江君を指名いたします。

◎日程第2 会期決定について

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長より報告のとおり、本日から9月15日までの2日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月15日までの2日間と決定しました。

◎諸般報告

○議長（児玉眞澄君） これから諸般の報告を行います。事務局長。

○事務局長（岡崎至可君） 審議資料の1ページをお願いいたします。今期定例会に付議された案件は、報告第1号から認定第1号までの15件です。議員提案による案件は、意見書案第10号から意見書案第11号までの2件です。

説明のため出席を要求したところ、通知のあった者の職及び氏名は、村長以下記載のとおりです。

2ページをお願いします。令和4年第5回臨時会以降の議員の動向は、7月20日、令和4年度町村議会議長・副議長web研修会から記載のとおりです。

審議資料の8ページから9ページは、令和4年6月分の例月出納検査結果です。審議資料の10ページから11ページは、令和4年7月分の例月出納検査結果です。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 次に、議長に提出された総務産業常任委員会の報告書について説明を求めます。

総務産業常任委員長、五十嵐正雄君。

○総務産業常任委員長（五十嵐正雄君） 審議資料の6ページ7ページを見てください。

令和4年9月2日。占冠村議会議長、児玉眞澄様。占冠村総務産業常任委員会委員長、五十嵐正雄。

所管事務調査に関する調査報告について。このことについて、次のとおり事務調査を実施したので報告する。

記、1、調査期日。令和4年6月21日、火曜日。

2、調査事項。①占冠村一般廃棄物最終処分場施設調査。②トマム保育所施設調査。③トマム公園状況調査。

3、調査経過。調査にあたっては、村長、副村長外、各担当者の同行により、現地説明を受けながら実施した。

4、内容。①占冠村一般廃棄物最終処分場施設調査。嵩上げ工事、水処理施設改修、トラックスケール設置状況を確認し、適切に運用していることを確認した。水処理施設、場内通路の危険箇所を検証した安全対策、また、大雨による堆積ゴミの流出を想定するなど危機管理対策を講じていただきたい。トラックスケールが導入され、正確な数値が計測できるようになった。令和16年満床の見込みであるが、施設の延命化のため、今まで以上の減量化推進が必要であり、各地域での分別講習会を開催するなど、住民の更なる意識改革が求められる。満床予定まであと12年。時代の動向により予定より早く満床となる可能性もある。毎年経過観察を行う必要がある。リゾートのゴミの量は莫大である。資源ゴミも埋立てゴミに混ざっており、更なる分別徹底を指導し続けていくとともに、ゼロエミッ

ションの取り組みを再認識していただき、有料化も含め、村からもリゾートに働きかけていく必要がある。満床後を見据えた処理方法を明確にすべきである。広域での焼却処理も選択肢の一つではあるが、技術革新による小規模焼却施設の情報収集や、焼却ゴミのエネルギー活用など研究をあきらめず、次世代へのステップを踏んでいただきたい。

②トマム保育所施設調査。改修工事を確認し、適切に運用していることを確認した。ほふく室から外に出る階段スペースの手すり幅が広すぎること、また、階段の段差も幼児からすれば大きく、幼児、児童の安全、保育士の負担軽減となるような安全対策を講じていただきたい。保育施設や、保育体制など充実してきている。リゾートにも宣伝を行い、トマムでの保育の魅力を伝えていただきたい。子育て世帯が居住できる住宅が不足していることや、リゾート社員は所得の関係で公営住宅に居住できないことがあり、子育て世帯は村外で居住している現状がある。居住環境を整え定住に繋げていただきたい。

③トマム公園状況調査。平成28年度から事業を開始し、当初10年後完了予定で単年度予算250万円を目途の開発を進めている。令和3年度まで1000万円以上経費を掛けている。現在までの進捗であるが、自然の中で子育てできる魅力を有しており、また、地域住民の憩いの場として活用できる状態となっている。しかしながら、住民のみの意見だけ反映していくことは、現状では手詰まり感が感じられることから、識見者の意見を取り入れるなど、外部の参考意見を取り入れることも検討願いたい。今後は皆が期待する水場、沢の整備に向け行動を起こし、魅力を高め事業完了を目指していただきたい。本事業は、行政主導ではなく、地域の人達が話し合い、自分達が積極的に取り組む村づくりの一環としての大切な事業である。村の新たな取り組みで

あり、他の地域に広がり、住民自ら村づくりの一躍を担える取り組みが広がることを期待する。

5、調査の継続。委員会での調査の結果は上記のとおりであるが、今後も引き続き調査を行うことを決定した。以上で報告を終わります。

○議長（児玉眞澄君） これで諸般の報告を終わります。

◎村長行政報告

○議長（児玉眞澄君） 村長から行政報告のため、発言を求められておりますので、その発言を許可します。

村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 議長のお許しがありましたので行政報告をいたします。審議資料の4ページになります。1、報告事項であります、本日配布の資料をご覧くださいと思います。

1、報告事項。（1）大雨災害について。全国的に大雨災害が続いていた中、本村においても8月に入ってから2回の大雨に見舞われました。この大雨による被害の概要等につきましてご報告申し上げます。

8月8日夜から翌8月9日朝にかけて全村的な大雨に見舞われ、8月9日午前0時29分に大雨警報が発令されました。その後、午前4時30分頃にはおおむね雨も落ち着き、同日午前10時11分に警報が解除されました。

また、8月16日には午前7時27分に大雨警報、午前8時2分に洪水警報、午前8時35分に土砂災害警戒情報が発令され、24時間の総雨量は約158ミリに達しました。

これに合わせ、村では同日朝に災害対策本部を設置し、被害状況の確認・把握のほか、村道などの応急的な復旧を迅速かつ適切に行うこと、仮復旧できない場合には速やかに通行止め等の対応を図ること、防災計画に従い各対策部ごとに役割を確認の上、的確な行動をとるよう指示

しました。

その後、午前11時頃には一時的に双珠別川で氾濫注意水位に達したものの、その頃から雨も終息に向かい、午後7時4分には全ての警報が解除されました。

これらの大雨により、湯の沢線や占川線などの村道10路線、鬼峠線・三角山支線の林道2路線において路面洗掘等による被害が発生したほか、牧草地への土砂の流入による農業被害、普通河川における護岸工被害などが発生しております。

これらの被害による村民の生活への影響を緩和し、迅速な復旧につなげていくために、緊急を要するものについては専決処分等にて対応し、多額の費用を要するものなどについては関係機関と協議の上、災害復旧等を活用しながら迅速かつ効果的な対応を図ってまいりたいと考えております。

今後においても、こうした被災が予想されることから、避難訓練をはじめ対応体制の確立に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

（2）新型コロナウイルス感染症対策について。新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、北海道では8月19日の8632人をピークに減少傾向に転じておりますが、病床使用率は下げ止まりの状況が続いております。

占冠村の新規感染者数は、北海道公表では8月14日から9月3日の3週間合計で20人でしたが、全道では5千人を上回る日も多く、今後も必要な対策を講じていく必要があります。

村内保育施設では、9月7日から9日の間に4人の新型コロナウイルス感染症の陽性判定が確認され、施設内の消毒を行うとともに、8日から9日を登園自粛期間としております。

小中学校においては、教職員2人と児童8人の陽性判定が確認されており、他にも発熱等の

症状がある児童がいることから、感染拡大防止のため、占冠中央小学校において9月12日から16日まで学校閉鎖としております。

役場本庁舎においては、9月7日から12日にかけて職員3人の陽性を確認しております。他に職場内で感染の可能性がある職員はいないことを確認し、業務については通常どおり行ってきております。

その他の公共施設等におきましては、必要な感染防止対策を講じながら、利用していただくこととしております。

このような状況の中、北海道では令和4年9月1日から9月30日にかけて「医療のひっ迫と感染の拡大を防ぐ取組」が実施されており、これまで同様に、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていくため、村民の皆様には引き続き基本的な感染防止行動の徹底にご協力をお願いします。

新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況につきましては、9月8日現在で2回目まで接種を終えた住民は1087人、3回目まで接種を終えた住民は924人となっております。

重症化予防を目的に実施された4回目の追加接種については、60歳以上の住民、基礎疾患を有し接種を希望された住民及び医療従事者等や高齢者施設等の従事者を対象に7月4日から接種を行い、377人の住民が接種を終えております。

現在、国ではオミクロン株対応ワクチン接種の準備を進めております。このオミクロン株対応のワクチン接種は、重症化予防はもとより、感染予防、発症予防を目的に、初回接種を完了した12歳以上の全ての住民を対象に実施することを想定しております。

接種間隔等の詳細がまだ決定していない状況にありますが、本村におきましては、現時点ではインフルエンザワクチン接種の状況を見ながら、準備が整い次第、オミクロン株対応ワクチ

ン接種を進めていきたいと考えております。

次に、2、主な用務等ですが、7月20日、令和4年第5回占冠村議会臨時会以降の行動については記載のとおりでございます。

5ページ、3、入札につきましては、記載のとおり2件を執行しております。以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（児玉眞澄君） これで村長の行政報告は終わりました。

◎日程第3 一般質問

○議長（児玉眞澄君） 日程第3、これから一般質問を行います。質問の通告がありますので通告順により順次発言を許可します。

3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 議長の許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。

過去にも何回かこの問題については質問をしてきたところですが、木質バイオマス生産活動が進められてから今10年を迎えるということで、そろそろ一定の方向性を総括しながら進めていく時期に来ているということで質問をさせていただきます。

木質バイオマス生産組合の経営管理と労働条件の向上ということで、まず1つ目には生産組合の参加事業体はそれぞれ3業者いる訳ですけども、本業があり、日常的に関わりを持つことができないというのが実態です。したがって、3事業体に、この木質バイオマス生産組合の経営管理責任を問うことは酷なことであります。発足して10年がたちますが、この間、湯の沢温泉、それから中央保育所、スキー場等を中心にして薪の供給をして一定の方向性が見えてきております。このへんで村としても、今後の木質バイオマス生産組合のあり方について、今までの取り組みについてきちんとした総括を進め、今後の方向性を出す時期に来ていると考えてい

ます。いずれにしても、この生産組合を管理していかなければならない3事業体は、それぞれ事業を持っていて、日常的にここの組合に関りを持つことができないのが実態だということです。このへんで一定の方向性をきちんと総括して出していかなかったら次に繋がっていかないということでもあります。村長の考え方を伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 五十嵐議員のご質問にお答えをいたします。木質バイオマス生産組合の主要事業であります薪生産につきましては、昨年度はコロナ禍の影響により一部大口顧客への販売が伸び悩んだことが影響し、前年度比約18%減の販売量にとどまりましたが、平成30年度対比で申し上げますと、約25%増の販売量であり、家庭における薪ストーブの普及やアウトドアブームも相まって総体的には概ね堅調に推移していると伺っています。また、もう一つの主要事業であるメープルシロップにつきましては、昨年度は販売開始から2カ月で完売するなど本村を代表する特産品の一つに成長したものと認識をしております。

議員ご指摘のとおり、生産組合の役員はそれぞれご自身の本業を抱えており、日常的に経営管理に関わることが困難であることは承知しております。また、村が貸与している施設や重機類の老朽化が進み、それらの更新についても検討が必要な段階に差し掛かっており、事業継続に向けた大きな課題の一つであると認識をしております。

一方、一昨年に採用した地域おこし協力隊によりメープルシロップ生産工程の効率化による生産性向上が図られるなど一定の成果がみられる状況でもあります。

議員言われるとおり、10年を経過して名実ともに自立した企業へ成長するために設立当時の

経緯や目的を改めて検証し経営体制についても議論を深めたいと考えております。生産組合の経営改善及び事業の安定化は自らの企業努力の上で成り立つものであるということは言うまでもありませんが、村といたしましても生産組合のこうした取り組みを見守りつつ自立した企業へと成長できるよう今後においても必要な助言を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 今村長の答弁、10年を機に総括をして方向性等を含めて新しいというか、対応をしていきたいと理解はしました。問題は、どうも現地の状況を本当に把握しているのかということなんですよね。メープルシロップ、これはかなり別な部分が働いていてそれなりの成果は出ているのだと思うのですが、薪生産については、例えば月別の生産目標とか、販売目標、こういったことがないですよね。働いている人にすれば、一番苦痛なことで、やっぱり一定の目標があってそれに進めて総括して行って、自分たちの取り組みがどうだったのかということが出てくるのですけれども、その比較するものが事業体として全くないのです。何回か顔を出して心配だから見に行くのですけれども、相変わらず変わっていないと、こういう状況なんです。薪の乾燥施設についても、形はあるのですけれども、肝心の雨が降れば薪そのものにあたってしまっただけで乾燥が進んでいかない。そういう実態を現地の人たちから事業体の責任者というか、3事業体の人たちに訴えても、それは役場にきちんと届いていない。そのことによってその箇所は、安いテントを買って屋根張れば乾燥施設として使えるのですけれども、そういったことすらもうまくいかない。つまり現場のいろんな問題点や課題がきちんと上がっていかないというところに、この企業に大

きな問題がある訳です。これは最初に言いましたように、3事業体にそのことを求めても彼ら事業体の人たちがそれぞれ自分の企業をどうやってやって働いている人たちの飯を食べていくために、どうやってやっていくかというか、精いっぱい状況な訳で、木質バイオマスまでほとんど頭が回らないというか、関わりを持つことが不可能な状況なんです。それを求められても、これはやっぱり3事業体にとっては酷な話な訳で、このへんについて村としても風通しの良い企業として成長していくように、働いている人たちが目標を持って見える事業が進めるような形を、この10年を機にそういった方向性を出して行って事業体に大きな負担を、事業体というのは3事業体の人たちに大きな負担をかけるようなことはできないだろうと思うので、そのへんを含めて、ぜひこの10年を契機に検討をしていただきたいと思います。そのへんについて村長の決意を伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 再質問にお答えをいたしますけれども、この事業体の成立ちが、当時、占冠村新エネルギー検討委員会や森林資源活用検討委員会での議論を踏まえて身近な森林資源を活用する薪の生産体制の整備を進めるということ踏まえて、平成25年11月に村内事業体3者からなる生産組合を設立したということで、村の要請のほうが強かったと。事業体としてこれを成し遂げるんだという意欲が本当にあったかという私もそこらへんは確実ではなかったなと感じているところです。現地の状況把握ということで、生産量、販売量等含めて担当課には報告が上がっておりますけれども、経営に関して、やはり経営の目標、それから経営責任、あるいは達成感が得られる体制、こういったものが本当にあるのかどうかということの検証をする必要はあるかと思えます。村内には民間事

業体でこうした意欲ある事業体もいますし、ある意味そういった意欲ある事業体、あるいはこの3者においても体制の見直し含めて、きちんと議論を深めていくことも必要なかなと考えております。こんなことでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（児玉眞澄君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 方向性はそれで良いと思うのですが、薪生産については今競争相手が幸いにできたものですから、逆に言えばより木質バイオマス生産組合も、しっかりしたことをきちんとやらなかったら競争相手に負けていく。お互いにそういった地元で、端材を利用した薪生産、木質バイオマスエネルギーのそういったことを取り組んでいく事業体も出てきましたから、そういった意味では競争がお互いに切磋琢磨して、より良い方向性を作られるようにそういった方向性をぜひ今回10年を機に議論する中でそういった状況も踏まえてやっていただきたいと思えます。

村長言われたように、発足した時に私も1回言ったのですが、今ある3事業体いろいろやったけれども、村のほうもあなたたちの仕事をこうやって確保しているから、今回村がこういった木質バイオマス生産組合の事業をやっていくのでぜひ協力してほしいということで、半ば半強制的に事業体の十分な理解のない中で進めてきたという経緯があるのは間違いない事実だと思うのです。そういった反省に立って、今後についてはそのへんも含めてぜひ検討していただきたいと思えます。

次の問題に進んでいきます。次は木質バイオマス生産組合に従事している労働者の労働条件の最たるものである賃金があまりにも低いということです。全国の林業労働者で組織している全国山林労働組合、通称全山労と言っていますが、ここの労働組合の賃金についての方

針をみると、林業労働者が住んでいる自治体の労働者の同年代と同一の賃金を獲得することを目標にして、労働条件向上のためにそれぞれ運動を進めていくという確認をしながら今全国でそういったことをやっています。そこで、自治体で働いている労働者と木質バイオマス生産組合で働いている同年代の労働者を比較してみると、木質バイオマス生産組合の労働者の年収は自治体労働者の同世代の年収のたった44%にしか達していないのですよね。実に自治体労働者の半分以下ということなんです。私は決して自治体労働者が高いと言っているのではなくて、あまりにもここで働いている木質バイオマス生産組合で働いている人たちの賃金がとてもこの村の事業として取り組んでいるわりにはあまりにも低すぎるといふことな訳です。このような実態を村長は把握しているのか。また、木質バイオマス生産組合に事業を委託している訳ですからそういった意味では大変な問題のある実態だと思っています。少なくともせめて結婚できる賃金を支給することは当然であると私は考えています。今後、安定的経営管理を図っていくためには、優秀な人材を確保しなければなりません。将来を見越した労働条件の向上は避けて通れません。村の重要な事業が零細事業主や労働者の犠牲の上に成り立っていることは村民にとって恥ずべきことです。村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 木質バイオマス生産組合を含めて村内林業事業体の賃金水準に関するデータは村としては持ち合わせておりませんが、一部状況等を聞く中で一般論として林業労働者の賃金水準は他産業と比較して低い水準にあると言われておりまして、担い手確保の観点からも林業従事者の所得向上は業界全体の課題であると認識をしております。そのような現状も踏まえ、村といたしましては、北海道森

林整備担い手支援センターが行う森林作業員就業条件整備事業奨励金に対して村単独で一定額の上乗せ支給を行うなど村内林業従事者の就業の長期化、通年化を支援し福利厚生の上昇に努めているところであります。村内林業従事者の育成や定着の更なる促進に向け本年度より森林環境譲与税を活用した新たな助成制度ととして、占冠村林業担い手対策事業を創設し、一定の条件下のもと、林業技術指導料及び住宅家賃の一部を林業従事者に補助することとしております。個別事業体の賃金水準に関し村は言及する立場にはありませんが、村といたしましては林業従事者の所得向上に向け、引き続き事業量の確保に努めるとともに、先に述べた各種補助制度等の普及啓発に努めてまいります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 村長は林業全般についての労働条件の問題ということで答弁されますけれども、私が言っているのは、村が責任を持って事業を進めて民間事業体に任せたその事業体で働いている労働者の賃金が自治体労働者の賃金からすると実に半分以下で44%であると。こういう実態をきちんと把握して、例えば事業を委託するときに労働条件の改善項目として、賃金はこういうふうにしていくべきだということで、村がそういった方向性をださないと一向に労働条件は全く変わっていないのです。これはやっぱり村として無責任だと思うのです。当然雇われている人は、誰に文句言っても3事業体の関わっている事業体には当事者意識がない訳ですから、労働条件の改善も回答できる立場にない訳です。つまりこの木質バイオマス生産組合そのものは、事業を村がこういった方向でやっている訳ですから、村の責任というのは大きい訳です。ここで本当に将来この木質バイオマス生産組合を村の大きな事業として進めていくという考え方があるのであれば、少なくて

もそこに働く人たちの労働条件を向上しなければ良質な労働力はここに集約されてこない訳です。ですから私は心配しているのはこの10年を機にこういったこともきちんとやらないと木質バイオマス生産組合そのものが、先ほど言ったように風通しの悪い事業体になっている訳ですから、そここのところを改善していかなければならないと思います。今後も村が零細事業体や労働者の犠牲の上に立ってこの木質バイオマス生産組合の事業を進めていくということであれば、それはそれで村の考え方はそういうことになるのだらうと思うのですが、私は、それは通らないと思っています。その親御さんたちからも「なんとかならないのか」「こんな賃金で働かして良いのか」ということも何回も言われています。やはりこの間、事業が一定の方向でうまくいくまでは少し我慢して、みんな様子見ていこうということできました。ここで10年経ちました。これからも進めていくという決意があるのであれば、そこまで突っ込んだ議論をしていただいて改善していくようにしていかなかったら、一般的な林業事業体の労働者の実態を言っている、これはなかなかできないし、ましてや昨年できました事業体に対する補助事業についても、この木質バイオマスで働いている労働者には何一つ還元されない状況な訳です。ですからそういう一般的な議論ではなくて個々の問題をきちんと捉えてもらって、今後十分な検討をしてもらって来年度から新しく年度を迎える訳ですから、それに向けて少なくとも3月までには一定の方向を出して、働く人たちの、また関わっている事業体の人たちの風通しの良いような木質バイオマス生産組合を作っていかなければならないと思っています。再度村長の考え方を伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 私申し上げたのは林業

事業体、林業労働者の平均的な賃金が高産業に比べて低いということを認識してはおりまして、そういったことをやはり全体的なものとして底上げをしていかなければなかなか難しいだろうと。そのための支援とか制度を村として様々取り組んできているということでもあります。議員言われるように村が関わっている事業についてしっかり村で事業に対する労働条件の整備をすれというご指摘であります。全体的な他の事業体の賃金体系やなんかも少し見させてもらったのですけれども、なかなか難しい。難しいというのは月給制でないところもたくさんありますね。日雇い、あるいは時給、賃金体系そのものがなかなか難しい体系を取っている事業体がけっこういて、月給制でやっているところはほとんどないという状況であります。たまたま労働保険とか、社会保険等には全て入っているようではありますけれども、そういった業界の全体のレベルを上げていくところがやっぱり村としては大事なのかなと思います。ご指摘の木質バイオマスの賃金体系につきましては使用者側とも村と内容協議させていただくということで、この場でどうこうということは申し上げられませんが、協議はさせていただくということで回答に変えさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 村長からそういったことで事業体とも話してくれるということなんですけれども、やはり今私の方から実態を申し上げましたように、それらをきちんと把握して村として事業体、3事業体がやっている木質バイオマス生産組合にお願いしている訳ですから、一般的な林業問題ということではなくて、この木質バイオマスの今置かれている現状、そして10年が経ちましたから皆もこの間、軌道に乗るまで我慢してきたということだろうと思うので

す。少なくともこれからもそんな我慢を押し付けることは、逆に言えば木質バイオマス生産組合の活動を低下させる大きな要因になる訳ですから、そういったことも含めて、ぜひ新年度に向けて一定の方向性を出していただきたいということで質問を終わります。

○議長（児玉眞澄君） これで3番、五十嵐正雄君の一般質問を終わります。

続いて、5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 村内のAEDの状況について伺いたいと思います。まず1点目ですが、現在の設置場所と利用可能時間を伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 下川議員のご質問にお答えをいたします。AEDの公の施設における設置場所及び利用可能時間でございますけれども、総合センター、トマムコミュニティセンターなど公民館的な施設5箇所、各学校、保育所の5箇所、診療所やとま〜るなど福祉施設で4箇所、道の駅など観光施設等で4箇所の計18箇所に各1台を設置しております。利用可能時間は各施設の閉館時間となっております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○5番（下川園子君） 現在の設置箇所、それから時間については施設の営業状況によってということになると思うのですが、開館状況ですとか、そういったものによってということになると思うのですが、施設の閉まる夜間、こういった、今伺った施設というのは公共的なものですので夜間とか土日祝日などの休日などは開館していないという状況で利用できない時間帯が多いのではないかと思います。緊急時救急車の到着などに時間がかかる地域もあります。そういった場所としては24時間いつでも利用できるAEDの設置が必要であると考えております。現在設置されているAEDの保管場所というの、わかっている方はわかっていると思うのですけ

れども、なかなかわからずについて利用できない状況というものもあるかと思えます。緊急車両が到着するまでの間にAEDを使わなくてはならないということを考えると、住民にとってわかりやすい場所であるとか、時間、休日とかの曜日とかそういったものを全く関係なく利用できる状況であるのが必要であると思うのですが、そういったところの村長の考え方を伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） AEDの設置につきましては、AEDの適正配置に関するガイドラインというのに基づいて設置しており、先ほどお答えした18箇所となっております。基本的な考え方としては、多数の人が集まる場所など様々な要素に基づき設置が推奨されておりますが、本村としましても多数の人が利用する施設、そして利用する時間帯にAEDが使えるよう考慮して管理しております。24時間使用できることが望ましいと理解はしておりますが、適正な管理ができる施設内での設置としておりますので、この管理の難しさ、管理方法の制限がありますので、現状での設置ということでご理解をお願いしたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○5番（下川園子君） 管理方法の問題等については難しさというのは理解できる場所ではあるのですが、救急車呼んだとしても30分とかかかってしまうような地域の場合に心停止をおこしてしまっている人に対して応急処置が自分たちで心肺蘇生法などができれば良いのですが、それも限界があると思います。人命救助をする際にはAEDの使用というのが適切だと思います。AEDが必要ない場合もあるかもしれませんが第一手段としてAEDが必要だと思います。現在ではAEDが使用できなかったことによって、人を助けられなかったという事例もあることから各地域で24時間設置できるAEDというのを増やして

きていたり、公共機関ではなく民間企業で24時間営業しているところがあればそういったところをお願いして設置してもらっているという状況ではありますが、村内には24時間やっているところが近くにある訳でもないですし、公共的なものとして全部が全部24時間利用できるというものではなく、せめて1個でも救急車の到着に時間のかかる場所、1箇所、人がなるべく多く住んでいる所、そういった所に限定してでも良いので数台設置をするべきと考えますが村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 設置にあたっては先ほど申し上げましたようにガイドラインに沿ってやっているのですが、今議員言われたように例えば個人のお宅で預かってもらうとか、例えば都会ですとコンビニがあるから24時間預かってもらえるとかあるのだらうと思いますけれども、なかなか個人という訳にはいかない。公共の場所ということになりますとAEDの保管、それから使用環境の条件に温度の指定があったり、そのほとんどが5℃から50℃以内ということになっております。外に設置する場合は屋外専用の収納ボックス電源ヒーター付きでありますけれども、-15℃までの対応となっているということで屋外での設置も難しい。あるいは盗難とか目的外使用とかの管理も難しい。どこに設置して誰が管理をするのかということが解決しない限りなかなか地区ごとに設置するというのは現状では難しいと思います。こういったことは仮に解決できるような事案があれば設置可能かと思えますけれども、私も先ほど申し上げたように24時間使用できることが望ましいとは思いますが、現状そういった管理ができないんじゃないのかということでご理解をいただきたいなと思っていますところであります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○5番（下川園子君） 野外設置用の保管箱など-15℃ということです。-15℃までの気温ということで厳しいのかなとは思いますがけれども、全国的には野外のボックス等も増えてきている状況です。その中でどういった対策をしているかということまではまだ調べられていませんけれども、実際にそういった設置をしている実態があるので保管方法ですとか、盗難されないような対策とか参考にはできるとは思うのですよね。なのでそういったところも調べていただきながら今後設置に向けて検討していただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 先ほども申し上げたのですけれども、私が調べた限り寒冷地における野外ボックスというのはあまりないようなんですね。一定の-15℃以内で保管するための電源ヒーター付きの野外ボックスというのはあるようですけれども、占冠のように-30℃になるような寒冷地だと-15℃を維持するのはなかなか難しいということですね。それと一般的に管理する場合に野外で管理するときに盗難、それから目的外使用含めてしっかり管理できるのかという問題もあるようなんですね。それは地域の方々の合意の中でやられているようですけれども、関係ない人が来た時にはそこは保っていけないということもあったり、問題点はたくさんあるようです。議員言われるような何とか置く方法を検討してくれということなので、これは課題としてどうやって一般的に使える利用時間をのばす方法ができないのか、できるのか含めて検討課題ということにはなるかと思えますけれどもそのへんの状況については調査してみたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで、5番下川園子君の一般質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） それでは、質問1つ目になりますけれども、農地降雨災害の現状と対策について伺いたいと思います。

今般、大雨災害については先ほど村長のほうから行政報告で概略等々の説明いただきましたので、その中で質問としては農地の災害被害についてどのように被災状況を把握されているのかについてまず伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 藤岡議員のご質問にお答えをいたします。今般の大雨災害後に農林課職員によりまして村内各地の農家圃場について現地確認作業を実施いたしました。河川や沢沿いの圃場については冠水や土砂の流出による被災を受けたことを確認しております。現在農林課にて把握している農地等の被災箇所は18箇所、面積は約25.51ヘクタールを現状把握しております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 今村長からお話のように18箇所、それで25.51ヘクタールが概ねの被災された農地だということですが、今回この被災に対する復旧支援策についてお考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ご質問の復旧対応でございますけれども、被災農地の箇所が大変多く、急務で対応しなければならない箇所もあることから、一部の被災箇所です今後の降雨に対処すべく土砂の撤去作業を関係部署と協議して一部実施しております。河川用地使用の圃場に対しては占用使用料の減免申請を河川管理者に協議

をしているところであります。従前より農業被害、農地復旧に対して村として支援対応した実績は過去ありませんけれども、今回は収穫期を迎えてからの被害であり、また影響も大きかったことに加え、新型コロナウイルスや国際情勢の悪化による肥料、資材等の高騰に鑑みまして復旧支援対策を行いたいと考えているところであります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 復旧支援について検討したいということでお話いただきましたが、具体的に今農地、私の確認したところではまだまだ手付かずの状態に、近隣地域においては河川の砂が入り込んで、若しくは沢の土砂が流れこんでいる等々の場所が散見され、そのままの状態になっているのが現状なのかなど。一部手を掛けられたところもあるということですから、私が全部把握している訳ではないので、そのとおりかと思うのですが、やっぱり農家として見てみたときに、いつ頃それに対するなんだかのまず土砂の撤去作業これが急務になるかなど。その後の農地整備、種まき等々をどのアクションでできるのかなどといったことが具体的にいつ、どのようにというところが当然農家としては知りたいところだと思うのですが、そのへんの目途、伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 具体的な災害復旧対策ということのご質問でございますけれども、原因が例えば沢だとか側溝だとかそういった小規模治山で実施をした水路だとか様々あるのですが、その原因が村が早急に対応しなければならないものについては土砂撤去等をやるための予算を計上したいということです。農地被害ですけれども、一般的に土砂撤去、流木撤去等個人の農家さんがやられるのですけれども、これを全額補助するというのではなくて面積に応じ

て面積当たり単価定めさせていただいてそれを助成する形をとりたいと。一部は道営草地造成事業で種を撒いたのが流されたという事案も出ておりますから、これも他の農地と同じように面積当たりの単価でやれないかということで内容を検討しております。いずれにしても時期的なものについては定例会中に補正予算の追加補正を出すべく準備をさせていただいておりますので、その際はよろしく願いをしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 次の質問にまいります。合葬墓の設置取り組みについて伺います。合葬墓についてはマスコミ等々の報道を見ますと全道的にも50くらいの自治体がすでに合葬墓の取り組みを実施しているというような内容になっております。本村においても、少子高齢化に伴い無縁墓が散見されたり、墓じまいを検討している方、子どもさん、お孫さんなんかもおられとも遠隔地での定住で当然墓参りもこの先というような方は、墓じまいして自分の代できれいにしておきたい等々のいろんな考え方あると思うのですが、そういった中から本村としてこういった現状を踏まえてどのように合葬墓について取り組まれる考えがあるのか伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 合葬墓の設置についてのご質問でありますけれども、議員言われるように近年の少子化や核家族化の進展に伴いまして近親者が近くにいない、あるいは子どもがない、維持費が大変だなどなど、墓を個々に維持管理することに不安を持たれている方が増えていると言われております。現在、占冠村には3地区の墓地があります。これまでは墓地における埋葬や各寺院墓地や納骨堂の利用などであったと認識していますが、特に墓地を確保し墓

を購入するということに関しては親子等近親者の遠隔地居住が増えていることから現実的な難しさが伺えるといった実態もあります。この度のご質問でありますけれども、占冠村の墓地管理と将来の墓地整備にも関わることでありまして、あわせて将来的な埋葬の考え方の変化に対し行政の立場においても心得ておかなければならないと理解をしているところであります。設置に際しましては公設となりますので基本的に宗教の分け隔てがないこと、納骨後の個人的な参拝は自由ですが納骨をもって永代供養と位置付けることから宗教的儀式は行わないことが一般的であると考えます。

合葬墓に納骨する場合、一つのお墓に血縁を超えた多くの方々の焼骨を一緒に収めることになるため埋葬された焼骨の返還、改葬はできないことが前提になることから、親族とトラブルになるケースもあるようでございます。お墓参りは長きにわたり受け継がれてきた大切な文化であり風習でありますことから村民の皆さまはもとより、帰郷され墓参りをさせていただく文化と環境を保ち続けるのも行政の務めであると思っております。これらのことを踏まえまして、先進事例等の情報収集などに努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 今村長からお話ありましたように、次の世代、我々そしてその下の世代に渡って先ほどの村長の答弁にもありましたけれども、まず費用負担というのは大きな問題になってきている状況にあるかと思えます。改めて幸い当村においては3箇所の墓地は整備されているのだけれども、その上に作る墓というのは自身で作らなきゃならない。これが決して安くはない。果たしてそれが自分1代で作ってはみたものの、また自分がある年齢になったときにしまわなきゃいけないんじゃないかと。要

するに作ってしまっというような事例も散見されるようです。こういった費用から見ると決して簡単に「じゃあお墓作りましょう」ということにはなり辛い世の中になってきている。葬式の規模、そしてお墓とそういったものが次の世代に大きな負担とならないように、これは当然村として今村長答弁いただいたとおりに取り組んでいかないといけないと思うのですが具体的に組織を設置して十分検討されるそういった、要するに漠然と検討していきたいということなのか、具体的にメンバー構成をし目途を決め検討される考えがあるかもう一度伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 近隣でいけば富良野市がそういったものを設置したと伺っております。私も双珠別に親のお墓を2つ持っておりまして、周りを見ますと墓じまい等もぼちぼち散見されるということはあります。この先進事例を持って検討をしたい。検討というのは調査をしたいとお答えをした訳ですが、いつまでということは考えておりません。ここは地域の皆さんとも合議が得られるようなやり方でそういった方向性を結論付けていきたいと思っています。あわせてお寺の存続にも若干関わることでありますので、納骨堂を持って永代供養にするとか、お寺もそういったことをやられているところもあります。自分の事を考えると子どもたちにこれを守れってなかなか言えないなというのも自分でも感じておりますので、これまでお墓を守ってこられた地域の皆さま方とも十分合意が得られるような方向性で検討したいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 関連で次の質問まいります。双珠別墓地において長年取付道路の整備、取付部分それから道路の部分ですね。こちらの

ほうの整備については懸案になっていると。非常に急傾斜だったり、道幅が狭かったりといった状況があります。今年私がお盆時期に墓参りに行った際、前の車がおりましてお墓に入っていく、入りかけたのですがちょっと行った所で止まりどうしたのかなと見てみると下がってきました。要するに坂の上から降りてくる車が3台続けて降りてきたということで対面通行になっていますので、その車はどうしたかというややむを得ず国道側にちょっとおしりを出してなんとか交わしたという事例を散見しました。なるほどと普通はだいたいなんとなく対面、自然にこなせているのだけれどこういう事例もあるなど。非常にあそこ見通しが決して良くありませんので危険な状況もあるのかなと。それから傾斜の問題については、今回の大雨災害においても被災されておりました。私も目で確認しましたがけれどもそういった状況からも、こちらの整備、以前村長にお話いただいた中には整備の必要性は感じているんだというような答弁をいただいたかと思うのですが、今後の具体的取り組みについて伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 墓地道路についてのご質問であります。議員言われるとおりにこれまでも双珠別墓地へ繋がる道路の議論は多くされてきた訳であります。この他にも占冠からも占冠墓地の道路をというお話をいただいているところであります。双珠別も占冠墓地も幅員が狭くて砂利道だということで通行する方にはご不便をおかけしていると思っております。全体の生活道路ということで考えれば、どうしても道路の使用頻度を考慮した時に限られた財源の中で優先度は低くならざるを得ない状況であります。道路改良を行わないということではなくて、財政状況が許せば実施したいと考えております。従いまして両道路におきましても砂利道ではあ

りますが様々な方法で通行の支障がないよう維持管理を続けさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 使用頻度等々の問題からなかなか優先順位は前の方にいかないのだよと。しかしながら検討は引き続きやっていくというようなご回答いただきました。そこで私感じるのですが、費用等当然行政において優先順位を決めて費用を充てていくというのは当然のことかと思えます。そこで問題はじゃあ今年なんとかやれるんじゃないかとなったときに、準備が出来ているかということなんです。費用算出、設計、ここまでではやっておかないといざ予算がいけるぞとなったときにゴーがかからない。予算見積もってみろ、設計してみろって話になったら今年じゃなくて、早くて来年という話になります。そうじゃなくて、いつでもその条件が整ったときに、予算的な条件が整った時にゴーかけられるようにまずそここのところの取り組みをする考えがあるか伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 時期的な問題に関わってきますけれども基本的に例えば補助事業でできるようになったとか、起債事業でできるようになったとスタートは測量設計から始まるのですよね。それが単年度でできるのか、それから前年度測量設計ができて次年度本工事というこの流れで進んでおりますのであらかじめ測量をしても地形が変わったり様々な条件が変わってしまうとせっかくかけたお金が単価等も変わりますから無駄になるということも考えられますので、単年度で測量、設計、施工ができる場合は単年度でやりますし、測量、設計が終わってから次年度本工事ということになればそういう段取りで進めていくということでご理解いただければ、よろしく申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 3番目の質問にまいります。コロナ関連地方創生臨時交付金の使途について伺います。まず総合センターのコロナ対策のために行った施設や設備改修費用とそれに伴う地方創生臨時交付金の充当額について伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） コロナ関係地方創生臨時交付金のご質問でございます。まず総合センターのコロナ対策ですけれども、総合センターの改修費でございますけれども、各種地域活動や学童保育等で活用されている和室の衛生環境の整備、具体的にはフローリング化、排気設備の更新、換気機能付きエアコンの導入等で1397万円、それからボイラー更新で2805万円、多目的トイレ等整備工事で3894万円となっております。その内、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当額は2367万5千円を予定しております。それと社会システム維持のために必要不可欠な総合センターにおける空調環境の整備及び衛生確保に係る新型コロナウイルス感染症対策及び安全安心を確保した社会経済活動の再開を目的として改修費の一部を臨時交付金を充てることとしております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） ありがとうございます。今村長から答弁いただきましたそれぞれの金額について行政提案で我々議会としてもそれぞれ個々には承認してきていることなので我々も一体でということなので改めて再確認の意味でもお伺いしましたけれども、そこで今マスコミ等で問題となってきている自治体で交付金の使い方としてコロナ対策との関連が不透明な事例、例えばモニュメントの設置、花火大会等などの使途内容について問題ないかというような報道がされている訳なんです、本村としてどのよ

うな検討をされ、実施したのかと中身について伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 臨時交付金の決定プロセスということでご質問であります。占冠村では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに効果的、効率的に必要な事業を実施できるよう国が交付金を交付することとなっております。新型コロナウイルスの感染拡大防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生を図ることを目的として決定をしております。その用途についてコロナ対策との関連について不透明な事例が報道されることは議員ご指摘のとおりでありますけれども、本村における検討については全庁的な会議の中でより効果的で効率的な事業を検討し、交付金の目的に則した有効的な活用に努めており事業の概要や事業実績、事業効果等については村広報や村ホームページで広くお知らせをしているところでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで2番、藤岡幸次君の一般質問を終わります。

続いて6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） 議長のお許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。会計年度任用職員の一時金についてお伺いをしたいと思います。この2年間、一時金、期末手当が削減となり本年3月議会定例会で会計年度任用職員の処遇安定化を図る理由で提案された「占冠村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の一部を改正する条例案が可決されました。改正の内容としまして期末手当が「職員に準じる」から「6月期1.275月・12月期1.275月」となりました。また人事院は、8月8日に国家公務員の給与について国会と内閣に引き上

げるよう勧告し、一時金として0.1月引き上げ年間4.4月にするという内容でした。

1つ目です。令和2年4月から非正規労働者である嘱託職員等が会計年度任用職員として新たな制度がスタートしました。制度移行により嘱託職員に支給されていた寒冷地割増賃金が支給されなくなり、年収が減額となる訳ですけれども、この制度導入に伴う不利益を与えないということが議会で説明を受けておりましたけれども具体的にどのように調整して不利益を出さないようにしたのかお伺いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 小林議員のご質問にお答えをいたします。会計年度任用職員の手当ての関係でありますけれども、会計年度任用職員は2017年の地方公務員法、地方自治法の改正で制度化されたものでありまして、従来同じ非正規職員でも臨時職員、特別職非常勤職員、一般職非常勤職員などというように任用根拠が異なっていた非正規職員を会計年度任用職員に統一をして非正規職員の身分保障と地方公共団体における人件費の透明化などを図ろうとするものでした。議員ご指摘の支給額につきましては従来準職員に対し寒冷地割増賃金として支給されていたものです。こちらにつきましては、新たな給料表を定めるにあたって給料月額で調整をし不利益がないよう配慮をしているところであります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小林潤君。

○6番（小林 潤君） ただいまの答弁で寒冷地割増賃金分が結局出なくなるのでその分は基本給のほうで不利益にならないということで調整したということで了解させていただきます。

次に、人事院が勧告されたといえ、まだどのようになるかというのは見通しがついていないのですけれども、一般論としてお伺いします。一時金引き上げの場合はこれまでであれば職員で

あれば期末手当が削減されますが、会計年度任用職員では条例改正により定率支給1.275月期末手当で減額とはなりません。今回のように一時金の割合が引き上げとなった場合、会計年度の任用職員に対してうちの条例上、何らかの形で反映がされるのかそれについてお伺いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 会計年度任用職員の期末手当についてでありますけれども、常勤職員に対する人事院勧告の内容に基づいて改定するという考え方もありますけれども、ご存じのとおり近年の人事院勧告は減額されるときは期末手当から減額をされ、増額されるときは勤勉手当のみが増額されるという状況でございます。

したがって、勤勉手当がなく期末手当のみである会計年度任用職員の場合、人事院勧告どおりの改定が続けられると期末手当が減少し続けるという不都合な状況が起こります。このような不都合を避けるため関係機関の指導等を参酌しながら適切な対応を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小林潤君。

○6番（小林 潤君） 今答弁聞いて理解したのですが、厳密に言えば会計年度任用職員は期末手当1本ということで勤勉手当が入っていないということで、それは無理があるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員ご質問のとおりです。会計年度任用職員は期末手当1本ということで、現状でいけば条例の月数を維持して増えても減っても現状条例で支給をするということになっています。そういったことをご理解していただければと思います。

○議長（児玉眞澄君） 小林潤君。

○6番（小林 潤君） これも労働条件という

分野に入ると思いますので基本的に労使で交渉して決めることですので私は今聞いた以上のことを質問はしないということで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（児玉眞澄君） これで6番、小林潤君の一般質問を終わります。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時00分

○議長（児玉眞澄君） 午前中に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 午前中の一般質問に引き続き午後からということで、議長のお許しを得ましたので2問ほど質問をさせていただきます。

質問1としまして、村営バス富良野線運航時刻の見直しについて質問させていただきます。富良野線は長年村民の足として運行しております。多くの方が利用されていると思っております。近年は高校生も少なくなりバスも小さくなって便宜が良くなったかなと思っております。多くは高齢者が利用されている状況かなと思っております。ここに3点ほど時間を掲載させていただきました。こうなってほしいという希望で書かせていただきましたけれども、利用者としてましては高齢者、通院が病院に行くということで利用されている方が多いと思っております。1便の折り返し便30分程しかなく、受診しても乗り遅れるというか先に行ってしまう、2便の折り返し便に乗るにはかなりの時間があるということで家族に車を持っている方がいれば迎えに来てほしいというような連絡が入ることが往々にしてあるようです。それで1便の折り返し便、これを30分程度遅くしてほしい。1便と2便が1時間ちよいくらいしか差がなく出ますので、これもちょっと早すぎるかなと思

っております。2便は折り返し2時間ほどありますので買い物等いろいろできるかなとは思いますが、それでもちょっと感覚的に難しいということです。高齢者、通院に行つて時間があつて買い物しようかなと思つても協会病院ですと買い物する場所からかなり離れていることで歩いてはとても行けませんというお返事が返ってきます。そういうことを考慮しましていろいろ考えていただきたいなど。長年同じような時間で運行してますのでそろそろ見直しかけてもよろしいかなと考えますが村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 大谷議員のご質問にお答えをいたします。村営バス運行時刻の見直しということでご質問がありました。議員言われるとおり、村営バスについては通学、通院、買い物など日常生活での移動手段として重要な住民の足であると思つているところであります。運行時刻見直しについては村もこれまで一方的に時刻変更をしてきた訳ではなくて、それまでの要望等データをもとに運行時刻を見直してきたという経緯があります。ご質問の内容とまったく同様の時刻改定については現状車両数、運転手の状況からみて非常に困難であると思つます。住民の利便性をより高くすべきことは当然でありまして可能な限り改善できるよう検討を進めるとともに現状を考慮しどのような見直しができるのかについては検討したいなど考えているところであります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 現状を把握しながら検討していただけないということですが、検討だけでは前へ進まないと思つているのですね。いろいろ状況がわかります運転手さん、バスの状況、それぞれ陸運局の許可などいろいろございますでしょうけれども、1便行つて空便で帰つてく

る無人のバスが走っている状況が多々多い。そういう状況にあるから空気を運んでいるのではもったいないなと思つますし、それに乗りたいたいと思つている方がいらつしゃるということを考えていただきたいなと思つます。年度内に解決してほしいとか、すぐに解決してほしいという気持ちはありますけれども、そこまでは要求しませんけれども、そろそろ利用する方、免許返納者が増えてくる状況にあると思うのですね。年代的にも。なのでバスを利用する方も多くなつてくるだろうということも考慮して早めな決断をしていただきたいなと思つますけれども、もう一度お返事をお願いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 先ほども申し上げましたとおり、これまで村が一方的にこの時間で走ると言ったことはないのです。ある意味、多くの方の最大公約数というか利用状況を見ながら時間帯を決めてきたということでありまして、現状でむらびと交通等もある中で、じゃあどういった時間帯が良いのかというのが改めて利用者の方の要望というアンケート等、実際に乗っている方のご要望等もお聞きしながら時間帯の検討はさせていただきたいということでもあります。あわせて公共交通機関との接続もありますので、そこは制約されたりするというのも、例えば富良野駅に何時の汽車には繋がつているとか、そういったいろいろな要素がありますから、そういったことも含めて検討させてもらつて、全ての人が満足という訳にはいかないとは思つますけれども、限られた便数ですのでその中でどの時間帯が良いのかということもあわせて検討させていただくということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） アンケート等実施していただいて皆が満足するようなことにはならな

いと私も理解いたしますので、ただそういうことを常々検討していただいて住民の足に多くの方が利用できるような方向性で進めていっていただければと思います。

それでは質問2に移ります。道々夕張新得線の更生橋の拡幅について、村の道路ではないので村長にどうのこうのしてほしいということにはならないと思いますが、近年道路状況では交通量がかなり多くなっております。特に高速道路が止まりますと大型車と小型車、普通車かなり信号もありますので並びます。特に並びましたら更生橋は交差ができません。大型車が通り過ぎるまで対向が出来ないという状況になっています。この間の雨の時は特に水嵩も増しております、更生橋ギリギリのところまで波が見えるというか、水面が見えるというような状況の上を大型車が走るという状況にありました。ですので道に、開発建設部というかその要請をしなくちゃいけない状況なので、この早急な改善が必要であろうと。ましてや高速4車線工事も始まるということで交通量もっと増えるかと思えます。増えるところで工事をするということとはもっと交通量に支障をきたすのですけれども、更生橋架けてからかなりの年数も経っておりますので架け替えなり道路幅広げていただくの要請は必要かと思えますがそのところ村長どう考えているか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 更生橋の件のご質問でございますが、更生橋の付近については私も状況をみながら理解をしております。村としても継続して橋梁の架け替えと歩道の設置について北海道へ要望してまいりました。令和3年度要望の際に更生橋の架け替えについては長寿命化計画に基づき平成21年度に橋梁補修は完了しており当面は困難な状況であるといった北海道からの回答を受けたことから幅員減少の看板設置

を要望し設置に至った経緯があります。しかしながら状況は私も理解しているところですので、再度要望事項として関係機関等協議をさせていただきたいと思っているところでもあります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 前の中村村長、前村長の時に道々夕張新得線の拡幅うんぬんで占冠の公営住宅解体その後は何もしません、道路拡幅になる予定ですということでご伺ってございました。その後、それも無いよ、という回答も村長から伺っていますけれども、本当に道路状況変わっております。平成21年に改良済みだよと、お墨付きをいただいたということですのでけれども、本当に道路状況どんどん変わってきている。大型車はかなり最近多く感じるのですね。なのでことさら要望していただけるということですので文句の言いようがないのですが、1年でも早く改良していただければと思いますので再度そのところ毎年要望していただいているとは思いますがけれどももう一度お願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 橋の改良について早期というお話であります。先ほども申し上げましたとおり、北海道としては橋梁補修が完了したと、当面できないという回答を出しているということなので村としては現状を訴えながら再度要望事項として上げさせてほしいということで関係機関と協議をしたいということになるかと思えますので要望してすぐ取り掛かれるという状況ではないということをご理解いただきながらよろしくお願いをしたいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで1番、大谷元江君の一般質問を終わります。

4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 3つほど質問させてい

たきます。まず1つ目ですが、ゼロカーボン宣言について2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロに取り組むゼロカーボンシティ宣言を6月16日に行われました。元来、計画取り組みを促す理念的な意味合いが強く計画策定などの条件はなく、国の審査や議会の議決も不要であります。宣言を行った以上何らかの取り組みが必要と思われます。今後における本村としての具体的な施策、取り組みについて伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 細谷議員のご質問にお答えをいたします。ゼロカーボン宣言についてということでこの件につきまして、国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする2050年カーボンニュートラル脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。宣言以降、日本国内では加速的に脱炭素への機運が高まり地方自治体や地域の民間事業者へ寄せられる脱炭素の取り組みに関する社会的な要請も高度化、複雑化をしているという現状でございます。本村としても自然豊かな占冠村を次世代に引き継ぐために村民一人一人、事業者、行政が環境に負荷がかからない暮らしを考え行動を起こすことが必要になっていることから、6月議会定例会の場において脱炭素社会に向けて取り組んでいくことを宣言いたしました。ゼロカーボンシティ占冠の宣言以降、村広報において節電、省エネ、あるいは歩行や自転車での移動やマイバッグの持参などを村民の皆さまに呼びかけてきているところでありますけれども、できることから始めようというキャッチフレーズのもと、現状でも無理せずできる取り組みをお示ししながら、全村的な取り組みに繋げていきたいと考えております。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 基本的なところは理解しておりますが、このあと具体的にどういう施

策を組んでいくのか、先行している自治体を参考にしているとは思いますが、全国約770、北海道で70の自治体、その中でゼロカーボンは宣言したけれどもどう取り組むか悩む自治体もある反面、脱炭素先行地域に選定された石狩市、上士幌町、鹿追町、こちらは家庭蓄電池の導入、バイオガスプラント、水素自動車、EV車の導入、環境教育の推進などそれぞれ地域の特色を生かした具体策をまとめ、選定対象の事業の立案に繋げています。富良野市、厚真町なども脱炭素先行地域の応募を検討しているようですがこのような考えはないか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ゼロカーボン宣言に基づいたそういった大規模プロジェクトの検討については現状していないというのがあります。議員言われるように上川管内では23市町村中22市町村が宣言をしている。北海道的にもかなりの自治体が宣言をしたというのが実態であります。私、北海道町村会の文教環境常任委員会に委員として属しておりますけれども、ここで環境エネルギー問題の議論がされていて近々町村長懇談会でこの議論がされます。その実態を聞いていると町村によって様々であります。畑作、農業地域あるいは海岸沿いの漁業地域、占冠のような山村地域それぞれ実態が違って、田んぼと畑しかないところの宣言はしたけれど一体何をしたら良いんだという悩みを持っている首長さんもいらっしゃいますし、沿岸では海上風力発電、あるいは太陽光発電をやっても売り先が難しい、つまり北海道が言っている送電のための海洋地下ケーブルができないと本州へ売ることもできないとそういったプロジェクトをしたくても環境が整わないとできないという悩みを持っている自治体もあったんですね。様々な課題はあるようです。いずれにしてもこれは単一自治体では取り組めない課題であるという

ことは全道共通の認識でありますし、全道の北海道全体の取り組む課題ということで問題提起をしながら問題解決するための議論というのをこの懇談会を毎年する中で、継続した議論をしていこうということになっております。そういった中で占冠村が今大規模プロジェクト的な要素はないですけれども、私が提案しているようにできることから始めようということでアクションプランをお示ししながら、やってまいりたいと思っております。富良野とか厚真のお話もちよっと伺ってはいますけれども、当面占冠村がエネルギー関係で手を挙げてそういった大規模なプロジェクトに参加できる環境にないと判断をさせていただいております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 環境省のゼロカーボン宣言、取り組みのところ、占冠村は森林資源の保全、循環利用、脱炭素、省エネに向け具体的な取り組みを検討していくとあります。ここで具体的な取り組みとはどのように進めていくのかお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） カーボン炭素吸収力を高めるという意味では、占冠村は森林整備これが一番効果的だろうと思っております。そういった中で村の村内の山林における主伐期を迎える山林の主伐再造林、古くなった吸収力の落ちた森林を伐採して吸収源を高めるという再造林をする中で様々な活動ができるのかなと思っております。このことが林業振興あるいは地域振興にも繋がるのではないかと考えているのは現状であります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 森の資源保全、循環利用ということですが、最近炭素の吸収量の多い樹木も開発されていると聞きますので、そういったところも新たな植林の方法を検討している

のかなと思いますが、されていないのであれば検討すべきだと思います。非常に今後の取り組みについて苦勞されていると思いますが環境省の地方公共団体実行計画策定実施マニュアルに二酸化炭素などの家庭での電気、燃料、廃棄物、自動車走行及び他の各分野での排出係数算出マニュアルが示されています。脱炭素が支援情報サイト再生可能エネルギー補助支援事業なども紹介されています。苦勞されている中、環境省、北海道から施策支援などの制度を活用し、占冠独自の施策を練られてはどうかと、このへんは活用される考えはありますか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 大変有効なアドバイスをいただいたと思っております。ただ現状で環境省は、言っている内容の中身について検討はしておりませんが、私個人としては最低でも排出量と吸収量、いったい地域の中でどれだけあるのだろうと。占冠として何をやったら目標値に到達するのか、目標値をどこに置くかということも示すというか検討しなければなかなか到達目標がない中で「あれやってくれ」、「これやってくれ」と言ってもなかなか浸透していかないだろうと思っておりますので、大変後手には回っているかもしれませんが、そういったことも先進の機関があるようですから、そういったところともご相談しながら、そういったことができるだけお金をかけないで調べられるのであれば調べたいなと個人的には思っておりますので、村としてしっかりとそのへんを対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） そういった施策を様々な形で作り上げていくということですが、占冠村第五次総合基本計画方針に持続可能な地域づくり、経済循環が図られる基幹産業の振興とあり、地域・資源・六次産業・小水力を含む再生

可能エネルギーの活用を目指すかとあります。また、2006年には占冠村新エネルギービジョン策定が検討され、現在木質バイオマスの取り組みがなされています。これらの方針、まさにゼロカーボンSDGsの推進による地域創生と考えます。ゼロカーボンを具体的に進めることで地域経済への効果、防災効果、暮らしの質向上が期待できます。宣言でなく具体的な目標を上げアクションを起こす時期であると思います。このへんについて再度決意等をお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ゼロカーボンシティ宣言を占冠がやる時に、申し上げましたとおり、本村におけるカーボンニュートラルに向けた取り組みというのはすでにスタートをしていると申し上げたと思います。それが目標に向かって達成できたかできなかったかは別問題で、様々な分野ですでにスタートをしていて、それを着実に前に進めることによってこのゼロカーボンシティ宣言に値するものが出来てくるだろうと考えておまして、議員おっしゃるとおりバイオマスエネルギー、木質だとか山づくりとか、六次産業化含めて、こういったものもその一つの足がかりということには間違いないと思いますので、言われるとおり計画にあるようなことを着実に前へ進めるという努力を続けてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 今までの取り組み、それからこれからの取り組み、そういったものを住民の脱炭素の取り組みには住民の協力は欠かせないものと思います。住民への周知、啓発方法について伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 脱炭素の取り組みの住民協力ということで、ご質問でございます。議員おっしゃるとおり脱炭素社会の実現には住民

の協力は欠かせないものと考えております。何事もそうでありますが、共感を得て実感を伴うものでなければなかなか全体の取り組みになっていけないということを思っております。庁内組織での検討内容などを11月に予定しております。住民懇談会でその内容を報告しながら温室効果ガスの実質ゼロに向けた意識の醸成に努めてまいりたいと考えております。また、村広報あるいはホームページの活用も重要な周知啓発方法と捉えておりますので、住民、行政の役割分担等を住民全体で意識共有できるよう努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 目標は2050年に実質ゼロということですが、2050年私たちは生きていくかどうかというところですが、今住民懇談会、広報、ホームページという話がありましたが、この他にもやはり学ぶ場、それから考える場、学ぶ場として小中学校、村民向けに環境教育などを行ってはいかがかと思えます。いかがでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員言われるとおり学ぶことは大事だと思っております。すでに専門機関ではそういった学習する場の設定、講師の派遣含めて検討というかプログラム化された内容もあるようでございますので、ぜひそういった環境教育に関わるものについては本村でも取り入れて、できる範囲でそういった教育活動にも役立てていきたいと思えます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 2つ目の質問に入ります。災害対策についてです。村長の行政報告にもありましたが、8月9日、8月15日、16日の大雨による被害が発生しました。災害箇所の復旧は現状回復が基本ですが、大雨のたびに同じ箇所が被災しています。住民の方々も大雨が降

るたびに同じ個所で冠水や土砂流出により不安や恐怖を感じると聞いています。場当たりのな復旧ではなく、根本的な対策も必要と思いが考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 災害対策についてのご質問にお答えをしたいと思います。従来より、大雨災害による罹災個所につきましては現状回復のみならず、根本的な改善を図るため、国あるいは道などへの継続的な要望活動を行っている他、各種補助金や起債等を活用し根本的な改善を図るための改修工事等を行ってきております。今後におきましても中長期的な視点に立って関係機関への要望活動、あるいは村独自の事業の実施を継続し、より災害に強い村づくりを目指して改善を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 占冠村第五次総合計画、第3章、2節、1、基盤整備道路橋梁河川の安全確保のため国道・道道などの整備要請と村道の計画的な整備を進めるとこちらにもあります。施策例には先ほど大谷議員が質問した更生橋の架け替えなど河川の水石土砂の除去、護岸用ブロックの修繕を国・道に整備推進と要望すると出ていますのでこちらを実行していただきたいと思います。

次に避難所の設置については災害の種類によって使える避難所が異なるため地区ごとに災害に適した避難所を指定しておくべきと思います。現在指定緊急避難所は9箇所ありますが、今後災害の種類によっては数を増やすなど1箇所にむりやり住民を集めるのではなく、今回も占冠地区道路が冠水してもう少し雨が降ると占冠地区の住民は移動ができないというところもありましたので、考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 避難所の設置についてのご質問でございます。その前に全般の整備要望についてお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、国あるいは北海道に関わる要望事項については積極的に要望活動に参加しながら要望を続けているところでございますけれども、少しでも早い時期にそういったことが着工されるように引き続きがんばりたいと思っておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

避難所の設置についてですけれども、本村の避難所につきましては災害対策基本法では災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、その危険から逃れる避難場所とする指定緊急避難場所と、災害の危険性があり避難した住民等の災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在させ、また災害により家に戻れなくなった住民を一時的に避難させる指定避難所を指定することとされていると。つまり細谷議員言われるように急いで避難する場所がそばにあったほうが良い。長く滞在する避難所は占冠で行けば9箇所、本村についてはその9箇所を指定させていただいておりますけれども、議員のご指摘のとおり災害の種類や規模により地域ごとに避難に適する場所や施設は異なっているという現状にありますので、今後におきましても地域ごと、災害ごとに適切な避難所を検討し必要に応じて新たな避難所等を指定していきたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） そういった避難場所に村民はもとより、あるいは占冠村、交通の要衝になっていますので通行止め等になった時、一般の方とかここを通過して足止めをくっている方たちに対してどう誘導するのか。例えば避難所を開設された場合にそういったところを案内して良いのか考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 村民以外の一般の通行者あるいは旅行者に対する避難所の提供ということで、これまでも大雪災害あるいは大雨災害で総合センターあるいは消防支署等に一時避難をしていただいたという経過があります。災害に関して誰が良くて誰がダメだという規定はありませんので、ぜひそういった者の受け入れる体制も整えておかねばならない課題だと思いますし、今般の大雨災害でも道の駅に滞留したという実態も把握しておりますので、そういった検討も進めなければならないと。どうやってできるかということはここで申し上げられませんが検討する課題だと考えているところでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 災害はいつ起きるかわかりませんので、最近も台風が続々と発生しておりますがぜひ早急に実施すべきです。

質問の3つ目です。教育長に質問です。中学校部活活動の地域移行についてですが、スポーツ庁は中学校の休日運動部を段階的に地域に委ねるとの方針を出しました。本村の取り組みを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長、多田淳史君。

○教育長（多田淳史君） ご質問にお答えいたします。運動部活動の地域移行に関しましては、本年6月に運動部活動の地域移行に関する検討会議におきまして提言がなされているところでございます。まずは令和5年度の開始から令和7年度末を目途に休日の運動部活動から段階的に地域移行することとされておりまして、今後部活動を学校単位から地域単位の取り組みとしていく内容が求められております。本村の取り組みといたしましては、富良野圏域の教育長会議、上川管内の教育長会議などにおきまして意見交換と勉強会に参加しながら本件の情報収集

に努めているところでございますが、本村の部活動についてはすでに近隣の中学校と合同チームを編成し取り組んでいることから、近隣市町村との連携なしでは地域移行が進んでいかないと考えております。広域の協議会を設置するなど検討が必要だと感じております。また北海道において策定されます推進計画、それからガイドライン、こちらのほうに方向性、それから課題解決に向けた取り組みなどが示される予定ですので、これをもとに令和5年度以降速やかに実施できるように具体的なスケジュールを定めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） まずいろいろな課題が見えてくると思いますが、そういった広域で取り組む場合、指導員の報酬は誰がどのくらい払うのかとか、遠隔地から送迎するのは誰がするのかとか、事故だけでなくそういった場合、暴言や体罰、ハラスメント、生徒を守る仕組みができるのかと、その仕組みが必要だということですが、本村においてはアルペンスキーですね。教員が指導できないこともあり長年の積み重ねにより地域の指導員、コーチングが確立されています。その仕組みに学ぶことは多いのではないかと思います。また今後既存の部活動に限らず新たな種目、例えばクライミングですとかボルダリング、スケートボード、マウンテンバイク、クロスカントリースキーなど、また文化的な活動、少人数、個人競技、地域の特色を生かした種目、部活動にも目を向けるべきではないかと思います。この点について考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） お答えをさせていただきます。本村の部活動につきましては、現状、運動部がテニスと野球ということで2つ、合同チームを組んでいるような状況でございます。

部活動に関しましては今後創部をするということになりますと学校だけの対応では作れるものではございませんので生徒、保護者のニーズとそれから学校内部での指導者の関係、こちらのマッチングをさせていただきながら創部をしていくというような状況になっていくかと思いません。現状の学習指導要領を見ますとそのような形になっていくかと思いません。先ほど議員からありました、例えば本村で特色のあるクライミングですとか、そういったものを立ち上げるということはニーズがあれば可能かとは思いますが、現状、指導者となるべき教員が不足しているというところがございます。そうすると人事面での協議が必要ですか、実際にそのような教員がいるかどうかというところもありますし、かなり難しいところになってきますので、そうすると当然社会教育の分野、地域活動の分野になってくるかと思しますのでそちらについては、本当に本村だけではうまくいかないかと思しますので、広域の富良野圏域ですとかそういうところを活用させていただいて協議会の中であらゆる文化活動も含めて部活動の設置について指導者の確保について検討していくべきだと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 広域にもそういう声は上げるべきだと思います。またニーズの把握もすべきだと思います。

教員の働きかた改革のためにも増やすべきとの声と、教育と部活動は切り離せないとの慎重論もありますが、このへんの教育長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） お答えいたします。学習指導要領ですとか、北海道教育委員会によります学校教育の手引きの中には、部活動指導について学校教育の一環として行われる部活動

は異年齢との交流の中で好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通じて自己肯定感を高めたりするなど生徒の多様な学びの場として教育的意義の高いものと位置づけられております。部活動顧問の役割を考えますと、生徒の管理面、技術指導面から教員による部活動が望ましいと思われませんが、反面議員ご指摘の働きかた改革を考えたとき、加えて他校との合同でなければチーム編成が難しく競技経験のない教員が指導せざるを得ない状況や、休日の指導業務の負担を考えると地域移行は当然の流れと考えることもできると思えます。先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、本村の地域事情を考えると単独で支えていくということは難しいと考えておりますので、北海道教育委員会の推進計画、ガイドラインに基づきながら広域での連携を検討しながら取り進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） ここで午後2時まで休憩します。

休憩 午後1時51分

再開 午後2時00分

◎日程第4 報告第1号から日程第5 報告第2号

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議事進行を続けます。

日程第4、報告第1号、令和3年度占冠村健全化判断比率の報告についての件から、日程第5、報告第2号、令和3年度占冠村資金不足比率の報告についての件を一括議題とします。

本件についての説明を求めます。

総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは議案書1ページをお願いします。

報告第1号、令和3年度占冠村健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。本件は、

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度占冠村健全化判断比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。

令和3年度決算に基づく4つの健全化判断比率についてご説明いたします。表の左から、実質赤字比率について定められた数式により算出された数値はマイナス3.3%となっており、赤字額がないことから表記のとおり表示となります。

次に連結実質赤字比率についてもマイナス4.10%となっており、赤字額がないことにより表記のとおりとなります。

次に、実質公債費比率でございまして、令和3年度の実績数値は6.17%ですが、過去3年の平均値をもって表記することから、令和元年度からの3年間で平均値では7.8%となります。

次に、将来負担比率については地方債の償還等により42.4%となっております。また、表の下段にはかっこ書きで、早期健全化基準を記載しておりますが、いずれも基準内であることを報告させていただきます。以上、ご報告申し上げます。

続きまして、議案書2ページをお願いいたします。報告第2号、令和3年度占冠村資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度占冠村資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。

内容につきましては、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計ともに黒字会計となっており、資金不足が生じないため、表記のとおりとなります。以上、ご報告申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告は終わりました。

◎日程第6 承認第1号から日程7 承認第2号

○議長（児玉眞澄君） 日程第6、承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件から、日程第7、承認第2号、専決処分につき承認を求めることについてまでの件、2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。承認第1号及び承認第2号について総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは、議案書3ページをお願いいたします。承認第1号、専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件は緊急執行を要したもので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるとでございます。

議案書4ページをお願いいたします。

内容は、先日の大雨災害に関する令和4年度占冠村一般会計補正予算第3号で歳入歳出それぞれ950万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億4550万円としようとするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。以下、第1表、歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。

議案書5ページをお願いいたします。

歳入からご説明いたします。

19款、繰越金、1項、繰越金で950万円の増額でございます。

続きまして6ページをお願いいたします。

歳出は、8款、土木費、1項、道路橋梁費は

889万円の増額。

2項、河川費は61万円の増額でございます。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして議案書11ページをお願いいたします。

承認第2号、専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件も地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分に関するものでございます。

議案書の12ページをお願い申し上げます。

本専決処分の内容は、先ほどと同じく先日の大雨災害に関する、令和4年度占冠村一般会計補正予算第4号で、歳入歳出それぞれ450万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億5000万円としようとするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

以下、第1表、歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。

議案書13ページをお願いいたします。

歳入からご説明いたします。歳入は10款、地方交付税、1項、地方交付税は118万5千円の増額。

19款、繰越金、1項、繰越金は331万5千円の増額でございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

歳出は、11款、災害復旧費、1項、農林業施設災害復旧費は450万円の増額でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから承認第2号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第8 議案第1号から日程第11 議案第4号

○議長（児玉眞澄君） 日程第8、議案第1号、占冠村総合センター条例の一部を改正する条例を制定することについての件から、日程第11、議案第4号、富良野地区介護認定審査会規約の変更についてまでの件、4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議案第1号から議案第3号について、総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは議案書21ページをお願いいたします。

議案第1号、占冠村総合センター条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は、総合センター和室の改修に伴い、会議室の名称及び使用料について必要な改正を行

うものでございます。この条例の施行日は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書23ページをお願いいたします。

議案第2号、占冠村議会議員及び占冠村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動の公費負担に関して必要な改正を行うものでございます。

内容は、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスター作成の公費負担額の改正を行うものでございます。

この条例の施行日は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

引き続き、議案書25ページをお願いいたします。

議案第3号、占冠村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は地方公共団体の勤務時間、休暇その他の勤務条件についても、国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められていることから国家公務員の措置に準じて、育児休業、介護休暇等の取得条件の緩和等を進めるものでございます。この条例につきましても公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 議案第4号については、福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 議案書

31ページをお願いいたします。

議案第4号、富良野地区介護認定審査会規約の変更について提案理由の説明を申し上げます。

本件は富良野市保健福祉部高齢者福祉課の庁舎移転に伴い、審査会の執務場所が変更となるものでございます。

内容につきましては、地方自治法第252条の7の規定により、富良野地区介護認定審査会規約を変更するもので、規約第3条中、弥生町1番3号富良野市保健センター内を、弥生町1番1号富良野市役所内に改めるものでございます。

施行期日は、令和4年9月26日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

◎日程第12 議案第5号から日程第17 議案第10号

○議長（児玉眞澄君） 日程第12、議案第5号、令和4年度占冠村一般会計補正予算第5号の件から、日程第17、議案第10号、令和4年度占冠村介護保険特別会計補正予算第1号までの件、6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第5号について、総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは議案書33ページをお願いいたします。

議案第5号、令和4年度占冠村一般会計補正予算第5号についてご説明申し上げます。

令和4年度占冠村一般会計補正予算第5号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億8200万円としようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区

分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

地方債の変更は、第2表、地方債補正によります。

まず、第1表、歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。

議案書34ページをお願いいたします。

歳入におきまして、9款、地方特例交付金、1項、地方特例交付金は、18万9千円の増額。

10款、地方交付税、1項、地方交付税は、6343万2千円の増額。

14款、国庫支出金のうち、1項、国庫負担金は5万円の増額。

2項、国庫補助金は、501万8千円の増額でございます。

15款、道支出金のうち、1項、道負担金は2万5千円の増額。

2項、道補助金は、15万3千円の増額。

3項、委託金は、15万9千円の増額でございます。

16款、財産収入、2項、財産売払収入は、57万2千円の増額でございます。

18款、繰入金、1項、繰入金は、1963万9千円の減額。

20款、諸収入のうち、3項、貸付金元利収入は、60万8千円の増額。

5項、雑入は、364万9千円の増額でございます。

21款、村債、1項、村債は、2221万6千円の減額でございます。

次に歳出についてご説明いたします。

議案書35ページをお願い申し上げます。

歳出において、2款、総務費、1項、総務管理費は、65万4千円の増額。

3項、戸籍住民基本台帳費は、1230万8千円の増額。

3款、民生費、1項、社会福祉費は、80万円

の増額。

2項、児童福祉費は、12万1千円の増額でございます。

4款、衛生費、1項、保健衛生費は、85万3千円の増額。

2項、清掃費は、116万5千円の増額でございます。

6款、農林業費、1項、農業費は、659万5千円の増額。

2項、林業費は、144万1千円の増額。

7款、商工費、1項、商工費は40万円の増額。

8款、土木費、1項、道路橋梁費は、239万7千円の増額。

3項、住宅費は、300万円の増額。

4項、都市計画費は、56万円の増額。

10款、教育費、1項、教育総務費は、79万2千円の増額。

2項、小学校費は、16万3千円の増額。

3項、中学校費は、13万4千円の増額。

5項、保健体育費は、61万7千円の増額でございます。

続きまして、議案書36ページをお願いいたします。

地方債補正につきましては、臨時財政対策債の限度額について補正前は4000万円であったところ、これを1778万4千円としようとするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 議案第6号及び議案第7号について、住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 議案書57ページをお願いいたします。

議案第6号、令和4年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第2号の提案理由のご説明を申し上げます。

令和4年度占冠村国民健康保険事業特別会計

補正予算第2号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4090万円にしようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

61ページ、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入です。1款、1項、国民健康保険税は医療給付費分現年課税分、後期高齢者支援金分現年課税分の計で10万円の減額。

62ページ、5款、1項、繰入金は一般会計繰入金で10万円の増額です。

63ページ、6款、1項、繰越金は前年度繰越金で50万円の増額です。

次に歳出です。64ページをお願いいたします。

1款、1項、総務管理費は一般管理費、39万6千円の増額です。

65ページ、3款、1項、国民健康保険事業費納付金は財源振替です。

66ページ、5款、1項、特定健康診査等事業費は10万4千円の増額です。以上でございます。

次に、67ページをお願いいたします。

議案第7号、令和4年度村立診療所特別会計補正予算第1号の提案理由のご説明を申し上げます。

議案第7号、令和4年度村立診療所特別会計補正予算第1号は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8250万円にしようとするものでございます。

歳入歳出補正予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

71ページ、事項別明細書によりご説明申し上げ

げます。

歳入になります。5款、1項、繰越金は前年度繰越金で140万円の増額でございます。

次に歳出です。72ページをお願いします。

1款、1項、施設管理費は、2目、占冠診療所管理費54万9千円の増額。3目、トマム診療所管理費54万9千円の増額。

73ページ、2款、1項、医業費は、1目、占冠診療所医療用機械器具費23万1千円の増額。

2目、トマム診療所医療用機械器具費7万1千円の増額です。

以上、ご提案申し上げますのでよろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（児玉真澄君） 議案第8号及び議案第9号について、建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 議案書75ページをお願いいたします。

議案第8号、令和4年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1060万円にしようとするものでございます。

議案書79ページをお願いいたします。事項別明細書により歳入からご説明申し上げます。

3款、1項、繰入金、1目、一般会計繰入金は、50万円の増額でございます。

80ページです。4款、1項、繰越金、1目、繰越金は前年度繰越金40万円の増額でございます。

81ページです。歳出をご説明いたします。

1款、1項、総務管理費、1目、一般管理費、26節、公課費、地方消費税納付金で86万円の増額でございます。

82ページです。2款、1項、施設管理費、1目、施設維持費、10節、需用費70万円の増額で

ございます。12節、委託料55万円の減額。15節、原材料費11万円の減額でございます。

戻りまして76ページ、77ページにお願いします。

補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして83ページお願ひいたします。

議案第9号、令和4年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億520万円にしようとするものでございます。

議案書87ページお願ひいたします。事項別明細書により歳入からご説明いたします。

5款、1項、繰越金、1目、下水道事業、前年度繰越金80万円。2目、浄化槽事業、前年度繰越金30万円の増額でございます。

88ページです。歳出をご説明いたします。

2款、1項、施設管理費、1目、下水道費、10節、需用費80万円の増額。2目、浄化槽費、10節、需用費30万円の増額でございます。

戻りまして84ページ、85ページお願ひします。

補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 議案第10号については、福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 議案書89ページをお願ひいたします。

議案第10号、令和4年度占冠村介護保険特別会計補正予算第1号について説明申し上げます。

令和4年度占冠村介護保険特別会計補正予算

第1号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ680万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億3300万円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明申し上げます。

93ページをお願ひいたします。歳入についてご説明申し上げます。

7款、1項、一般会計繰入金において、4目、その他一般会計繰入金、職員給与費等繰入金で70万円の増額。

7款、2項、基金繰入金において、1目、占冠村介護保険給付費準備基金繰入金で350万円の増額。

94ページをお願ひいたします。8款、1項、1目、繰越金において、前年度繰越金260万円の増額でございます。

続きまして歳出にまいります。95ページです。

1款、1項、総務管理費において、1目、一般管理費、職員手当等、一般職で45万9千円の増額。

96ページお願ひいたします。3款、1項、地域支援事業費において、3目、包括的支援事業費、職員手当等、一般職分で25万円の増額でございます。

97ページです。4款、1項、償還金及び還付加算金において、2目、償還金で609万1千円の増額でございます。

90ページ、91ページにお戻りください。

補正後の額につきましては、第1表、歳入歳出予算補正によります。

以上、提案理由のご説明を終わります。よろしくご審議のほどお願ひします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（児玉眞澄君）

以上で本日の日程はすべて終了しました。これで本日の会議を閉じます。本日はこれで散開します。

散会 午後2時36分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

占冠村議会議長

(署名議員)

占冠村議会議員

占冠村議会議員

令和4年第6回占冠村議会定例会会議録（第2号）

令和4年9月15日（木曜日）

○議事日程

		議長開議宣言（午前10時）
日程第1	議案第1号	占冠村総合センター条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第2	議案第2号	占冠村議会議員及び占冠村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第3	議案第3号	占冠村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第4	議案第4号	富良野地区介護認定審査会規約の変更について
日程第5	議案第5号	令和4年度占冠村一般会計補正予算（第5号）
日程第6	議案第6号	令和4年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第7	議案第7号	令和4年度村立診療所特別会計補正予算（第1号）
日程第8	議案第8号	令和4年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第9	議案第9号	令和4年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第10	議案第10号	令和4年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第11	認定第1号	令和3年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
日程第12	意見書案第10号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
日程第13	意見書案第11号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
日程第14		議員派遣の件
日程第15		閉会中の継続調査・所管事務調査申出
追加日程第1	議案第11号	令和4年度占冠村一般会計補正予算（第6号）
追加日程第2	議案第12号	令和4年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算（第1号）

○出席議員（7名）

議長	8番	児玉眞澄君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	藤岡幸次君		3番	五十嵐正雄君
	4番	細谷誠君		5番	下川園子君
	6番	小林潤君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

(長部局)

占冠村長	田中正治	副村長	松永英敬
総務課長	三浦康幸	企画商工課長	平岡卓
農林課長	小尾雅彦	林業振興室長	杉村政彦
建設課長	小林昌弘	住民課長	伊藤俊幸
福祉子育て支援課長	木村恭美	トマム支所長	石坂勝美
会計管理者	合田幸	総務担当主幹	野原大樹
職員厚生担当係長	坂本龍哉	財務担当主幹	鈴木智宏
税務担当主幹	佐々木智猛	企画担当主幹	竹内清孝
商工観光担当主幹	阿部貴裕	地域振興対策室主幹	松永真里
農業担当主幹	杉岡裕二	林業振興室主幹	高桑浩
建築担当主幹	嵯峨典子	環境衛生担当主幹	蠣崎純一
戸籍担当主幹	佐久間敦	国保医療担当主幹	小瀬敏広
保健予防担当主幹	岡本叔子	村立占冠診療所主幹	橘佳則
社会福祉担当主査	川口晃平	介護担当主幹	細川明美
子育て支援室主幹	森田梅代		

(教育委員会)

教育長	多田敦史	教育次長	平川満彦
社会教育担当主幹	上島早苗	学校教育担当主幹	後藤義和

(農業委員会)

事務局長 小尾雅彦

(選挙管理委員会)

書記長 三浦康幸

(監査委員)

監査委員	木村英記	監査委員	下川園子
事務局長	岡崎至可		

○出席事務局職員

事務局長	岡崎至可	事務補	三ツ谷陸翔
------	------	-----	-------

◎開議宣言

○議長（児玉眞澄君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 議案第1号

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、議案第1号、占冠村総合センター条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、占冠村総合センター条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第2号

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、議案第2号、占冠村議会議員及び占冠村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第2号、占冠村議会議員及び占冠村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第3号

○議長（児玉眞澄君） 日程第3、議案第3号、占冠村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第3号、占冠村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第4号

○議長(児玉眞澄君) 日程第4、議案第4号、富良野地区介護認定審査会規約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第4号、富良野地区介護認定審査会規約の変更についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第5号

○議長(児玉眞澄君) 日程第5、議案第5号、令和4年度占冠村一般会計補正予算第5号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質問者はページ数を明らかにして、質疑、答弁は要点を明確に簡潔に発言してください。質疑ありませんか。

3番、五十嵐正雄君。

○3番(五十嵐正雄君) 50ページ。6款、農林業費、2項、林業費、14節、工事請負費ですけども、保育下刈関係と、林業生産基盤整備道開設伐開工事ということで、それぞれ減額されています。まず下刈りについての減額した理由と、減額した場合の面積とか何記番とか、そういうことについて伺います。また、49万2千円の伐開工事について、当初予算を49万2千円減額したということで実行結果だと思うのですが、これの中身について伺います。

○議長(児玉眞澄君) 林業振興室長。

○林業振興室長(杉村雅彦君) ただいまの五十嵐議員からのご質問にお答えをいたします。50ページ、6款、2項、林業費、1目、林業振興費、14節、工事請負費の減額の理由でございます。一つは保育下刈工事費の減額の理由は、最近の物価高を反映して、下刈工事の積算単価の見直しがされるということで、予算を編成した時点と、その後新年度になって北海道より正式に決定をした積算単価が示されてまいりまして、年度当初の予算編成の積算単価と、新年度で決定をしましてまいりました積算単価に乖離がございまして、当初予算編成の時点で用いた積算単価より減額になって計算精査をした結果の減額ということございまして、つまるところ積み上げた結果の減額ということございまして、したがって、下刈工事の面積及び記番、ご指摘にありましたけど

も、それが減少しているということとはございません。面積記番ともそのままの数字を積み上げて積算単価の差異によって減額になったということをご理解をいただきたいと思います。

次に、林業生産基盤整備道開設伐開工事費に関わっての減額の理由でございますが、これは北海道の事業として実行されている事業でございます。従いまして、道営事業として実行しているということとはご指摘のとおりでございます。これも年度当初予算編成の時点で道と協議をした結果1.2ヘクタール伐開をするということで当初予定をしておりましたけれども、年度当初の決定でその伐開面積が減少して0.87ヘクタールに減少しております。従いまして、その伐開面積の減少に伴ってこの伐開工事の金額も減少したということでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。

4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 47ページ、2款、総務費、3項、戸籍住民基本台帳費、1目、戸籍住民基本台帳費、12節、委託料、この二つのシステム整備料、なぜ補正で今出てきているのか。それとこのシステム導入することによってどのような形になるのかお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 細谷議員のご質問にお答えしたいと思います。まずシステムの内容。今回の事業の内容でございますけど、一つ目の行政手続に係るシステム整備委託料についてでありますけども、これにつきましては、今現在国が進めているマイナンバーカードを用いたデジタル化に向けた事業についてでありますけども、国が設置しているマイナポータルと村の総合行政システムを接続することにより住民の皆さまが、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンラインで行政手続が行えるように申請管理システムの環境整備を行っていくものでございます。国の方では現在考えられている手続として、子育て関係や介護等の手続等であり

まして、その申請管理のシステムを構築しているというものであります。今回この補正に至った経緯でありますけども、この事業を実施するにあたっては費用対効果からしても小さな自治体にはメリットがあまり考えられなくて内部で検討を進めてきたところでありまして、今後の国の行政手続のオンライン化のための基盤づくりになるものであります。今後の住民サービスの向上を資するためには進めていかなければならないということで結論になりまして、タイミング的には遅れてしまったのですけども今回の補正となりました。

もう一つの社会保障・税番号制度システム整備委託料につきましては、これにつきましては今国の方で進められております。戸籍事務へのマイナンバー制度導入等を目的とした戸籍法の一部改正法律が令和元年5月に施行されて、令和2年度から戸籍事務のネットワーク化に向けたシステム整備が行われてきております。今回、国の設置する戸籍情報連携システムへ接続するためのシステム改修を行うことにより、令和5年度から最寄りの自治体で戸籍証明書を取得できる広域交付や、戸籍届け出時の証明書の添付省略が可能となり、戸籍事務の効率化が図られるものであります。この補正予算になってしまった理由でございますけども、国庫補助交付金やシステムの仕様の決定がされたことによりまして、このタイミングでの予算補正となりました。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。

1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 53ページ。8款、土木費、3項、住宅費、1目、住宅管理費の10節、需用費、修繕料として300万円。新年度当初に修繕料というのは計画していれば追加がこんなに出るのかなというのが疑問に思いましたので、どこか新しいところが修繕されるのか確認したいと思います。

8款、土木費の4項、都市計画費、公園費ですね。これも10節、需用費になっておりまして、56万円の

予算補正が出ております。これの内容を説明をお願いします。

もう一つ。54ページの10款、教育費、1項、教育総務費で3目、義務教育振興費、18節、負担金、補助金及び交付金の、学校教職員住宅料補助金、新しく先生が増えたのか、そのへんの理由も含めてよろしくをお願いします。

○議長（児玉眞澄君） 建設課長。

○建設課長（小林昌弘君） 大谷議員のご質問にお答えします。議案書53ページ、8款、3項、住宅費、1目、住宅管理費、10節、需用費、修繕料の内容でございます。まず一つ目が、駅前にあります地域振興住宅。こちらの給湯と暖房の真空ヒーターの取り換え、それと機械室にあります操作盤の修繕、それと非常用の照明電池の交換ということで20万円の計上でございます。

二つ目が、教員住宅の修繕でございます。こちらにつきましましては、村内にありますトマムの教員住宅、中央小学校の教員住宅、それと占冠中学校の教員住宅ということで220万円の計上でございます。

三つ目が、村営住宅のボイラーの取り付けを行っておりまして、当初予算において2台分の予算措置をしておりました。今現在2台分すでに取り付け済みということで、今後の動向ちょっと不明ですけども、仮に要望が出てきたときに早急な対応もできないということで、1台分の予算措置を今回させていただいております。それが60万円の計上で、合計300万円の補正予算の計上となっております。

続きまして、8款、4項、都市計画費、3目、公園費、10節、需用費、修繕料の内容でございます。こちらにつきましましては、農村公園のトイレの男子のトイレになりますけども、これの小便器の自動フラッシュバルブとって自動に水が出るものがあるのですけれども、それが今現在不良となっております、その取り換えを2台行いたいということでございまして、56万円の計上となっております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 教育次長。

○教育次長（平川満彦君） 大谷議員のご質問にお答えします。54ページ、10款、1項、3目、義務教育振興費、18節、負担金、補助及び交付金、学校教職員住宅料補助金73万6千円の件です。議員お見込みのとおり、これについては教職員の増員によるものでございまして、4月から6名の教職員又は事務の方も増えておりまして、1名地元の方がいらっしゃったので5名の教員の補助金の増額となります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。

4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 50ページ、6款、農林業費、1項、農業費、6目、交流促進施設運営費、10節、需用費の修繕料ですが、こちらの内容と説明をお願いします。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長。

○農林課長（小尾雅彦君） 50ページの6款、1項、6目、交流促進施設運営費、双民館ですが、この10節、需用費の修繕料、123万2千円の内訳内容です。双民館のトイレの身障者用のトイレ、女子用のトイレの床が冬場の水処理が落としてはいたのですが、破裂しまして床が水浸しになってしまいました。そういった状況から床が落ちそうなくらいふかふかの状態で、安全対策上ちょっと思わしくない状況ですので、トイレの修繕費でトイレ内の床で78万1千円。それと双民館の宿泊棟が4棟あるのですが、灯油のタンクが消防の設備点検でも錆びて酷いものですから、指導を受けまして、ホームタンクに入れ替え、これが45万1千円という内訳で合計123万2千円でございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 今の修繕料、双民館のトイレの部分ですね。実は7月の半ばに環境教育で35名ほど連れて利用しました。一人800円の利用料です。トイレが1箇所しか使えなくて、学校側それからエージェントからクレームをいただきました。これを

確認したところ4月から指定管理者が指定管理を受けてから今まで8月まで、約5カ月間このような状態だったと。その時は一つ使えたのは多目的トイレですね。他の部分は今どうなっているのかそこも含めてお聞きしたいです。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長。

○農林課長（小尾雅彦君） 現状使えない状態を指定管理者側の観光協会さんと協議をしてきました。結果そういう使用実態が伴うのに修繕が間に合わなかったというか、こういう時期までずれ込んだ理由については予算措置なく、責任の擦り合いじゃないですけども、対応的には軽微な修繕、30万円の金額を超える分野については指定管理者の発注者側ということで話の折り合いも時期的にずれてしまいました、こういった時期にずれ込んでしまったということをもつては不徳の致すところでございます。使用者側の方にご迷惑をかけたということで大変申し訳なく思いますが、結果的にこういった時期になってしまいました。大変申し訳ありませんでした。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。

5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 43ページ。16款、2項、1目、不動産売払収入、1節、土地建物売払収入の内訳、詳細を伺います。

○議長（児玉眞澄君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時27分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。総務課長。

○総務課長（三浦康幸君） 失礼いたしました。ニニウのサイクリングターミナルの旧自転車倉庫の民間事業者に対する売却分でございます。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第5号、令和4年度占冠村一般会計補正予算第5号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決しました。

◎日程第6 議案第6号

○議長（児玉眞澄君） 日程第6、議案第6号、令和4年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第2号の件を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第6号、令和4年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第2号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第7号

○議長（児玉眞澄君） 日程第7、議案第7号、令和4年度村立診療所特別会計補正予算第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 72ページ。1款、1項、2目、占冠診療所管理費と同じく、3目、トママ診療所管理費の委託料、オンライン資格確認システム導入委託料ということですが、このオンライン資格確認システムというのがどういったものなのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 下川議員のご質問にお答えさせていただきます。オンライン資格確認システムと申しますのは、保険証機能付きマイナンバーカードによりオンラインで資格を確認するためのシステムでございます。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○5番（下川園子君） マイナンバーカードの保険証の認証ということなのですが、今後診療所でマイナンバーを利用した保険証の利用といったことができるようになるという認識でよろしいですか。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） はい、整備が整い次第、占冠診療所、トママ診療所で保険証付きのマイナンバーカードが使えるようになるということです。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第7号、令和4年度村立診療所特

別会計補正予算第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決しました。

◎日程第8 議案第8号

○議長（児玉眞澄君） 日程第8、議案第8号、令和4年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算第1号の件を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第8号、占冠村簡易水道事業特別会計補正予算第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第9号

○議長（児玉眞澄君） 日程第9、議案第9号、令和4年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算第1号の件を議題とします。これから質疑を行います。これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第9号、占冠村公共下水道事業特別会計補正予算第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第10号

○議長(児玉眞澄君) 日程第10、議案第10号、令和4年度占冠村介護保険特別会計補正予算第1号の件を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第10号、令和4年度占冠村介護保険特別会計補正予算第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 認定第1号

○議長(児玉眞澄君) 日程第11、認定第1号、令和3年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、三浦康幸君。

○総務課長(三浦康幸君) それでは議案書99ページをお願いいたします。

認定第1号、令和3年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、令和3年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算は、併せて提出した証拠書類とともに監査委員において審査の結果、経理は収支とも適正であることを認める旨の意見報告があったのでその意見を付して議会の認定を求める。

令和4年9月14日提出、占冠村長田中正治。

内容についてご説明いたします。

第1項、令和3年度占冠村歳入歳出決算書別紙は、第1号の占冠村一般会計と、第2号、占冠村国民健康保険事業特別会計から第8号の占冠村歯科診療所事業特別会計までの7特別会計から構成されております。

第2項、令和3年度占冠村歳入歳出決算に関する説明資料別紙につきましても同じく別冊となっております。

第1号、歳入歳出決算事項別明細書の一般会計は決算書の8ページから各特別会計については、決算書の76ページから国民健康保険事業特別会計となっており、以下同様に記載されております。第2号の実質収支に関する調査は、一般会計につきましては決算書の72ページ、各特別会計については国民健康保険事業特別会計は決算書の87ページに記載されており、以下各特

別会計の最後のページに同様に記載されております。第3号、財産に関する調書。第4号、基金等運用状況調書は、令和3年度決算審査資料として別刷りで一冊になっております。第5号、主要な施策の成果を説明する書類についても別冊で配布しております。

第3項の監査委員の意見書につきましては、令和4年9月6日付文書の写しを別冊で配布させていただきます。

それでは決算書の内容をご説明いたします。決算書1ページの総括表をお開きください。決算額で申し上げます。

決算書1ページ。

一般会計、歳入30億7927万7339円。歳出30億2157万8779円。歳入歳出差し引き金額5769万8560円。

国民健康保険事業特別会計、歳入1億1570万7839円。歳出1億1290万3807円。歳入歳出差し引き金額280万4032円。

村立診療所特別会計、歳入7489万3983円。歳出7105万5707円。歳入歳出差し引き金額383万8276円。

簡易水道事業特別会計、歳入1億503万5500円。歳出1億404万6421円。歳入歳出差し引き金額98万9079円。

公共下水道事業特別会計、歳入1億1582万399円。歳出1億1333万1873円。歳入歳出差し引き金額248万8526円。

介護保険特別会計、歳入9775万2463円。歳出9289万7345円。歳入歳出差し引き金額485万5118円。

後期高齢者医療特別会計、歳入1712万1746円。歳出1673万2118円。歳入歳出差し引き金額38万9628円。

歯科診療所事業特別会計、歳入2332万37円。歳出2209万3501円。歳入歳出差し引き金額122万6536円。

総合計は、歳入で36億2892万9306円。歳出は35億5463万9551円。歳入歳出差し引き金額は、7428万9755円でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） お諮りします。ただいま議題となっております、令和3年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件は、議長並びに議会選出監査委員の下川園子君を除く5名の議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を付与してこれに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号、令和3年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件は、5名の議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を付与してこれに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ここでしばらく休憩します。休憩中に決算特別委員会の委員長、副委員長の互選を行ってください。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時47分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。この際諸般の報告をいたします。

休憩中の決算特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が届きましたので報告します。

委員長に藤岡幸次君。副委員長に五十嵐正雄君。以上のとおり互選された旨報告がありました。

○日程第12 意見書案第10号から日程第13 意見

書案第11号

○議長（児玉眞澄君） 続いて日程第12、意見書案第10号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の件から、日程第13、意見書案第11号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書までの件、2件を一括議題とします。

趣旨説明を求めます。意見書案第10号について藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 意見書案第10号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。令和4年9月15日提出。提出者、占冠村議会議員、藤岡幸次。賛成者、同、大谷元江。賛成者、同、細谷誠。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

国においては、次の事項において特段の措置を講ずるよう強く要望する。

1つ、国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。

ほか記載のとおり、全10項目について地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月15日、北海道勇払郡占冠村議会議員児玉眞澄。意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、ほか記載のとおり。

○議長（児玉眞澄君） 意見書案第11号については、小林潤君。

○6番（小林潤君） 意見書案第11号。道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。令和4年9月15日提出。提出者、占

冠村議会議員、小林潤。賛成者、同、下川園子。賛成者、同、五十嵐正雄。

読み上げて提案いたします。

道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書。

道教委は、中卒者数減などを理由に高等学校の募集停止や再編・統合を行い「公立高等学校配置計画」をすすめています。また、「これからの高校づくりに関する指針」においても、依然として「望ましい学級規模を4～8学級とし再編整備を進める」としており、地域の要望や実態をまったく踏まえたものとなっていません。こうしたことから、道内では公立高校の統廃合がすすみ、公立高校のない市町村も増加しています。22年2月にまとめられた『「これからの高校づくりに関する指針」検証結果報告書』では、「一定の学校規模の確保に向けた再編は、主に同一市町村内で実施してきたが、市町村を越えた通学可能圏内での再編も検討」と今後の方向性が示されており、ますます統廃合がすすむことが懸念されます。

「配置計画」によって地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者もまた経済的負担が大きくなっています。子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化がすすみ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

多くの市町村では、こうした課題を克服するため、通学費や制服代、教科書代の補助や、やむなく市町村立移管とするなど、地域の高校存続に向け独自で努力しています。しかし、本来これらの努力は設置者である道教委が行うべきであり、各自治体に責任を負わせている実態は、後期中等教育をすべての子どもたちに等しく保

障すべきである教育行政としての責任を放棄していると言わざるを得ません。このままでは、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」など地域間格差が増大するなど、北海道地域全体の衰退につながることは明らかです。

道教委は、広大な北海道の実情にそぐわない「指針」を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を充分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨にもとづき、次の事項について意見します。

記、1、道教委「これからの高校づくりに関する指針」は、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的に見直すこと。

2、すべての道内公立高校の学級定員を30人以下に引き下げること。

3、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、以前より高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。

4、障がいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元で学ぶことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、ゆたかな高等教育を実現するため検討をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月15日。北海道勇払郡占冠村議会 議長児玉眞澄。意見書提出先、北海道知事、北

海道教育委員会教育長です。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから意見書案第10号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから意見書案第11号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14号 議員派遣の件

○議長（児玉眞澄君） 日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配布したとおりご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。
よって議員派遣の件はお手元に配布したとおり
決定しました。

**◎日程第15 閉会中の継続調査、所管事務調査
申し出**

○議長（児玉眞澄君） 続いて日程第15、閉会
中の継続調査、所管事務調査申出の件を議題と
します。議会運営委員長及び総務産業常任委員
長から会議規則第74条の規定により、お手元に
配布した申出書のとおり閉会中の継続調査の申
出がありました。

お諮りします。両委員長から申し出のとおり
、閉会中の継続調査、所管事務調査とするこ
とにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、両委員長から申し出のとおり、
閉会中の継続調査、所管事務調査とすることに
決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時15分

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま村長から、議案第11
号、令和4年度占冠村一般会計補正予算第6号
及び、議案第12号、令和4年度占冠村歯科診療
所事業特別会計補正予算第1号が提出されまし
た。これを日程に追加し、追加日程第1及び追
加日程第2として議題にしたいと思えます。こ
れにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号を日程に追加し、追
加日程第1とし、議案第12号を日程に追加し、
追加日程第2として議題にすることに決定しま
した。

◎追加日程第1 議案第11号

○議長（児玉眞澄君） 追加日程第1、議案第
11号、令和4年度占冠村一般会計補正予算第6
号の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは、議案書
の101ページをお願いします。

議案第11号、令和4年度占冠村一般会計補正
予算第6号につきましてご説明申し上げます。

令和4年度、占冠村一般会計補正予算第6号
は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
2000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入
歳出それぞれ28億200万円としようとするもので
ございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区
分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金
額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

今回は事前説明の機会がございました
ので、事項別明細書にてご説明申し上げます。

議案書106ページをお願いします。

10款、1項、地方交付税、1目、地方交付税
は普通地方交付税で2000万円の増額でございま
す。

107ページをお願いします。

歳出。2款、1項、総務管理費、1目、一般
管理費は、職員の定年延長に伴う例規整備支援
業務で110万円の増額でございます。5目、総合
センター管理費は修繕料で50万円の増額でござ
います。

108ページをお願いいたします。

6款、1項、農業費、2目、農業振興費は、
農地災害復旧支援補助金で161万5千円の増額で
ございます。

109ページをお願いします。

7款、1項、商工費、1目、商工振興費は、

修繕料3万円の増額。2目、観光費は、修繕料で7万円の増額でございます。

110ページをお願いいたします。

11款、1項、農林業施設災害復旧費、1目、林業施設災害復旧費は、修繕料で495万5千円の増額でございます。

11款、2項、公共土木施設災害復旧費、1目、道路橋梁災害復旧費は、村道災害復旧用機械等借上料で310万円の増額。村道トマム循環線法面崩落災害復旧工事220万円の増額。村道東8線排水閉塞災害復旧工事261万円の増額。原材料費36万3千円の増額でございます。2目、河川災害復旧費は、普通河川災害復旧用機械等借上料140万円の増額。普通河川大谷の沢川護岸崩落災害復旧工事205万7千円の増額でございます。

議案書102ページ及び103ページにお戻りください。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第11号、令和4年度占冠村一般会計補正予算第6号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 議案第12号

○議長（児玉眞澄君） 追加日程第2、議案第12号、令和4年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第1号の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 議案書111ページをお願いします。

議案第12号、令和4年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第1号の提案理由のご説明を申し上げます。

令和4年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2260万円にするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

本件につきましては議案第7号、村立診療所特別会計補正予算にて議決いただいております。保険証機能付きマイナンバーカードによるオンライン資格の導入に係る経費について歯科診療所においても計上しようとするものでございます。この占冠歯科診療所におきましては診療件数等が少ないことから導入を見合わせておりましたが、この度、国において令和5年4月から義務化されるということの情報を得まして、国の支援が受けられる令和4年度中に整備を図るため、今回その費用の計上をするものでございます。

115ページ。事項別明細書によりご説明申し上げ

げます。

歳入ですが、4款、1項、繰越金におきまして、前年度繰越金60万円の増額でございます。

次に116ページをお願いします。

歳出です。1款、1項、施設管理費は1目、一般管理費において通信運搬費12万8千円の増額。委託料、オンライン資格確認システム導入委託料47万2千円の増額でございます。

以上、ご提案申し上げますのでよろしくご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 116ページの委託料、オンライン資格確認システム導入委託料の件ですが、これが診療所と比べると金額が減っているのかなと思います。この金額で占冠歯科診療所と、トマム歯科診療所、両方使えるものになるのか伺います。あと、使用開始目標と伺いますか、いつごろから使用可能になる予定で設置するのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 下川議員のご質問にお答えさせていただきます。今回のシステム導入委託料につきましてであります。これにつきましては占冠歯科診療所についてでありまして、トマム歯科診療所につきましては現在紙によるレセプト請求を行っておりまして、レセプトコンピューターのところにつきましては、義務化の例外ということでありまして、今回につきましては占冠歯科診療所のみでの費用でございます。予算議決いただきました後、準備を進めまして、令和5年4月には運用開始できるように準備を進めていきたいと考えております。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○5番（下川園子君） こちらが占冠歯科診療所のみの変更ということで認識はしたのですが、

今後もトマム歯科診療所に関しては紙のレセプト対応ということで続けていく。住民周知としては占冠ではマイナンバーカードで保険証対応ができるけども、トマムでは利用できませんという方向に進むということによろしいですか。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） はい、トマム歯科診療所におけるレセプトコンピューターの導入についてでありますけども、これにつきましてはレセプトコンピューターを入れることの費用面とかを考えまして内部で検討は進めているところでありますけども、件数等少なく費用対効果は得られないということで、今現在導入については見合わせてるところでありまして、このマイナンバーカードによるオンライン資格確認につきましても占冠歯科診療所のみで利用できるようにしたいなということで考えております。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第12号、令和4年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○議長（児玉眞澄君） お諮りします。

以上をもって、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○議長（児玉眞澄君） これで、本日の会議を閉じます。令和4年第6回占冠村議会定例会を閉会します。

閉会11時31分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

占冠村議会議長

(署名議員)

占冠村議会議員

占冠村議会議員